

1. 平成27年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成27年9月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
10番	古 川 文 雄	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美 谷 添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9番 村 瀬 弥治郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽 田 野 博 徳
農 林 水 産 部 長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲 子 夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	佐 藤 宗 春
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

議会事務局
議会総務課
主任主査 加 藤 光 俊

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の欠席議員は9番 村瀬弥治郎君であります。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 田代はつ江君、5番 兼山悌孝君を指名いたします。

ここで、1番 山川直保君より発言を求められておりますので許可をいたします。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1番 山川です。昨日の私の一般質問中で、数字の訂正をさせていただきたいと思います。

大項目の中高生鮎友釣り選手権の中におきまして、天然鮎の遡上が1,000万匹以上と申し上げましたけれども、正確には、長良川河口堰カウントによりますと、650万匹ですので、約650万匹というふうに訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） おはようございます。日本共産党の野田龍雄でございます。

今回は3点の質問をいたします。第1点目は、安保法案、戦争法案についてであります。昨日、午後4時半ごろに、参議院で鴻池特別委員長の解任決議案が否決され、その直後に大声ともみ合いの中、何が起きているか、何もわからない中で、与党の議員が何度か起立と拍手を繰り返し、テレビ画面に安保関連法案成立のテロップが流されました。国の最高の立法機関で、このような情けない強行採決劇は、多くの国民の認めないところであります。

外国のため、海外の戦闘地域へ出かけることのできる憲法違反の法設定の強行採決に対し、国民の怒りの声はもっと大きくなることでしょう。

まず、第一に立憲主義の否定は許されません。閣議決定で戦闘地域への派遣を認めるなど到底許されないものです。

6月議会で、日置市長の法律を学ぶ者として違和感を持つと、表明されました毅然たる態度を大きく評価いたしますが、衆議院での強行採決、そして参議院では衆議院以上に審議が深まらない経過を見せています。審議の中で、何度か立法事実が否定されたり、自衛隊の内部文書で、法案成立前に米軍に対し成立を前提にした約束したり、その文書を国会へ提出しないなど、無法、無視、憲法無視、国会無視が続きました。

郡上市議会では、6月30日、全会一致で慎重審議を求める意見書を国会へ送付しましたが、その後2週間ほどで、慎重な審議は見られず、衆議院で強行採決となりました。この間の衆議院での審議も、安倍総理の言う丁寧な説明とはほど遠い、わかりにくい説明を繰り返し、立法事実を否定する発言が相次いでいる中での強行採決でした。

この結果、国民の批判と怒りは大きく広がり、内閣支持率も30%台に下がりました。参院でも審議のストップに実に百数回、自衛隊幕僚幹部の勝手な議会軽視の勇み足や磯崎首相補佐官の法制安定性は関係ないとする発言、中谷防衛相の存立危機事態に関する質問に答えられないような状態、安倍首相自身がまだまだ国民の理解を得ていないとの発言などなど、安倍政権が本当に国民に丁寧に説明していないままです。そして、そんな中での昨夜の強行採決です。

今、なお、参議院本会議で強行採決しようとする与党と、それを阻止しようとする野党の攻防が続いています。この参議院での審議の経過についても、市長の認識を伺います。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、安保法制の審議がまさに大変な大詰めに来ておりまして、大変な局面に、現時点において、今進行中というようなところでございます。

私も、議会において慎重な審議を求められたように、今この時点においても、なお、私は、慎重な審議をしてほしいというふうに思って、切実にそう思っている者の一人でございます。

この問題は、この前の6月議会におきます野田議員の質問にもお答えをしましたがけれども、中身

は大きく分けて、もちろん国の安全保障政策をどうするかという政策的な議論と、現実に日本を守っていかなければならない、そのためにはどうしたらいいかという、これはいろんな視点から考えた政策をどうするかという問題と、それから、もう一つはそのとらえる政策が、やはり日本は日本国憲法のもとで、いろんな法律をつくり、行政を執行しているわけですから、その日本国憲法の精神や9条というような条規、これ条規というのは条文ということですけども、そういうものにしっかり合憲であるのかどうかということ、やはり確認をしながら進むべきものであるというふうに思っております。

そして、政策論と合憲違憲論とあるわけで、論点によっては、とにかく今こういうことが必要なもので、それを必要なことをやらざるを得ないのではないかと、やるべきだということがありますけれども、私は、やはり憲法の98条というのがございまして、その中には、この憲法の最高法規制ということがしっかり書いてございまして、この憲法は、国の最高法規であってその条規に、条文ですが、条文の定めということですが、条規に反する、法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しないということで、反するものは、例え法律であっても無効だということをはっきり書いてあるわけですから、何よりも先に、まずこのことについて、はっきりした説明といいますか、国民に対してもそれに対する論証が必要であろうというふうに思っております。

そういう意味からしますと、この今回出された各種の10本の改正法と1本の新規法律ということでありまして、こういうものに対する合憲性というものの説明というものが、果たして十分に、国民に納得のいくものであろうかということをお考えたときに、やはり私自身は腑に落ちないものがございまして、今申し上げたような、やはりもっと慎重に考えていただきたいと、審議をしていただきたいというふうに思っております。

国のほう、現在の政府のほうの合憲性に関する論証というのは、昭和34年の品川判決、あるいは昭和47年の政府見解というものをもとにして、それを根拠にして、法的な安定性と、それから論理的整合性は保たれているんだということ、繰り返し説明をされるわけですが、私は同じ政府見解、昭和47の政府見解で同じことを言っていて、最後の結論が真反対であるということで、なぜ論理的に整合性が保たれているのかというような。そして、そういう真反対の結論を出して、それを法律に盛り込むということが、それまで何十年と一定の見解でもって国民の真意を得てやってきたことが、全く新しいところへ踏み出すということが、どうして法的安定性が保たれているのかということについては、なかなか私自身としては、理解をし得ないところでございます。

そういう意味で、慎重に、もっと慎重に審議をしてもらいたいというふうに思っております。

今回、非常に国会においては、特に衆議院においては、政権与党たくさんの議席を占めておられるわけでありまして、こうしたこれだけの戦後の政治の中で、これだけの大転換をする政策

をするのであるならば、今のこの憲法の合憲性、違憲性の問題も含めて、やはり真正面から国民に信を問うべきものであるというふうに思っております。

前回行われた衆議院選のときのポスターがまだ街角に残っていたりして、それを見るときに、私は景気回復この道しかないという今回の選挙はアベノミクス選挙であると、消費税を税率引き上げ先延ばしにするということについて国民の信を問うということを大きく出されて、確かに、この安保保障の問題も自民党の公約集の中には、随分遅い順位の中で触れられてはありましたけれども、これだけ大きな政策転換をするには、この前の総選挙のときの解散の大義に数倍もまさる、やはり大きな転換であるというふうに思っておりますので、慎重な審議を本当に心から願っているところであります。

特に、来年の夏の国政選挙からは、初めて18歳以上の青年たちが国政に参加をするというときに当たって、まさにこれから長い人生の中で、一番影響を受ける若い人たちのそういう意見というものも聞くいとまのない中で、今日このような状況で、性急にこの政策を決めるということについては、私は慎重にしてほしいという気持ちを、けさも、深く深く思っているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 市長のお立場といたしますか、全市民のことを考えて政治を行うという立場から、今回のこの問題についても、いろいろ立場あろうが、なかなかいろんな人の意見も考えれば、その表明は慎重にならざるを得ないというふうに思いますけれども、その中でもやはり今回の国会の進行の中で、本当にこれでいいのかという勇氣ある御発言だというふうに私は捉えております。

そして、この問題は、時の政治の動きの中で曲折はあろうけれども、やがては国民がみんなで判断をしていく、正しい方向に進んでいくもんだという考えでおりますので、この問題についても、きょう決着をつけようという動きが進んでおりますけれども、私どもは、あくまで国の平和を大事にする、国民の生活を大切にするんだという立場で、今後ともその姿勢を崩さずに頑張っていきたいと思っております。

もう一つの質問をしたいんですが、時間が大変進んでおりますので、申しわけありませんが、私は特に、今回、集団的自衛権行使の容認という形で、アメリカの戦争にでも一緒についていくんだと、そして戦闘地域にも参加する、しかもその武器を持っていくについてはかなり、これまで以上の武器が必要であるという、極端なことをいうと、核兵器を運ぶことも辞さないような、理論的には可能だという言い方、絶対にそういうことはありませんと言いますが、そういうような中で話が進んでおる、まるっきりこれまでの日本の専守防衛といたしますか、戦闘はしないという国の方針が大きく変わる可能性のある内容の論議が進んでおります。

そういう意味で、この政府の今回海外派兵、そして集団的安全保障、自衛権行使、これについて

は、多くの国民の中からも批判がありました。最高裁の判事であるとか、法律家の多くの皆さん、そして学校などでも、非常にたくさんの学校が、教授と学生が一緒になって反対の声明出しとる。そういう点で、この問題非常に深刻であります。

安倍首相は絶対に戦争するんじゃないだと言っておりますけれども、それが心配されとる、その現実について市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。私は先ほど申し上げましたように、私個人としては、この今問いかげをされたことに対する考え方というものを持っておりますけれども、まず、私が申し上げたいのは、先ほども申し上げましたように、これだけの政策の大転換をもしするならば、やはりそれなりの政治の作法というものがあるのではないかとということでございます。

少なくとも、先ほどの憲法問題というのは、まず第一番にしっかり見きわめ解決していかなければならないことでありますし、その合憲性の問題については、私の一番、これまでいろんな論者がいろんなことを申されましたけれども、その中で素直に腑に落ちる一つの見方というのは、去る9月の初めでございますが、山口繁元最高裁長官が示された法律的な見解というものが、一番素直な受けとめ方、国民が憲法というものに信を置いて、憲法が私たちの生活を守ってくれているんだという形で政治を、政府を信頼をしてきたその立場から、一番私としては理解し得る見解であるというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 大変ありがとうございました。この問題きょう、どうなるかわかりませんが、議会の皆さんとともにしっかりと見守って、そしてしかもその結果についても、今後結論がおりてから、もういいんだということではなしに、しっかりと政治を見守っていくということが大事じゃないかというように思っております。

次に、2点目の教育の充実について教育長に質問をいたします。

いじめとか、不登校、それから将来への希望を持たない青少年が多いとの調査結果もあります。

きのう、おとついでですか、校内暴力についての調査結果も報道されており、ふえているところもあると、岐阜県もどうも対象になっただけですが、こういう報道がされております。

このような子どもを取り巻く情勢の中で、教育への国による締めつけが進んでおります。道徳教育の教科化、社会科教科書への反動的介入、学力テストによる学校間の競争、小学校での英語教育、大学への人文科学教育学部再編などがあり、そうした中で教師の勤務時間の増加と多忙化などが常態化しております。

今、述べましたいろいろな動きもいろいろな見解がありますので、一概に一方向的に国の介入だとは

言えんものもありますが、しかしそういった教育行政が、特にここ、この安倍第一次内閣で、教育基本法が改編されてから、そういう動きが強まっておるといように私見ておりますので、そういう中で、今こそ子どもたちが将来に希望を持てる教育のあり方や、将来に希望を持てる進学、就職に関する条件整備などに力を注ぐべきではないか、そういった点で教育長の認識を伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、将来に希望が持てる進学あるいは就職に関する条件の整備といったことについてお答えをしたいと思います。

教育を取り巻く環境の変化というのは非常に大きなものがあるということは事実でございますけれども、私たち郡上市の教育委員会としては、できるだけ郡上市という地域に根ざした教育を進めていくということを基本としたいと思っております。

これまで、策定をしている教育の基本計画ですとか、あるいは今進んでいる総合教育管理、そして教育の大綱、こういったものを踏まえながら、着実な教育行政の推進をしていきたいというふうに考えております。

その中で、御質問にあった子どもたちの進学、就職といった内容は、学校でいうと進路指導という範疇に入る内容ですので、その点に限ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、子どもたちが将来に希望を持てるようにするという、そのためには子どもたち自身が自分の将来を描くことができるようにする、そういった意味での進学ですとか、あるいは就職の、進路情報を提供するということについて充実をするということだと思います。

具体的に申し上げますと、小学校から高校卒業までの見通しのある進路指導の計画、これは暮らしのカリキュラムという表現をしておりますけど、そういったものの作成を進めていくことです。

その内容としては、夢や目標を持って生きる、生き方の指導を中心として、それぞれの学校の段階で進路目標を明確にして、わかりやすいものとしての計画となるよう2、3年をめどに進めていきたいというふうに思っております。

それから、その進路指導計画の中には、職場体験を初めとして、市内の企業や事業所に御協力をいただいて、働くことの意味、あるいは役割というものを、発達の段階に即して、経験を通して学ぶことができるよう、夢や目標に近づくことができるといった内容にしていきたいというふうに思っております。

そして、中学校の卒業時には、自分なりの進路目標というのが具体的に持てるようにするということを、到達の目標としています。

2つ目に、進路の情報として、大事にしたいと思っておりますことは、市内の郡上北高校、それから郡上高校、そして、郡上特別支援学校の協力を得て、学校の特色ですとか、あるいは卒業の進路

などについて、保護者にも理解が得られるような学校情報の公開をお願いをしていきたいと、例えば、高校での学習や生活の様子、それから部活動や行事の様子、こうした特色のある高校生活について、定期的に情報提供をしていただいて、それを進路指導の情報として活用ができるようにしていきたい。

それから2つ目としては、これは、大学の進学あるいは専門学校進学とか、就職があるわけですが、これからの社会、必要とされる資格も含めて、そういった進路情報を、これもできるだけ具体的なものとして提供をしていただけるようにしたいと。

それから、中学生と高校生の意見交換をするといった、非常に効果的ですので、中学生や先輩である高校生、また、高校を卒業した先輩と生徒が語り合うといったことで、子どもたちなりの夢や目標を持つということができるよう考えております。

それから、もう一つは、市内の企業の情報が、生徒や保護者にわかりやすく伝わるように、企業情報などの整備をする。既に、こういったものが発行をされておりますが、非常にわかりやすい内容になっておりますので、こうしたものをできるだけ効果的に活用ができるように、学校のほうでも進めていただければというふうに思います。

また、これからの社会にとって必要な資格、あるいは必要な知識や技能にはどんなものがあるかっていったことについても、これは学校現場だけでは、なかなかわかりにくいところがありますので、企業の皆さんの協力を得ながら、未来のために必要な力というのは何かということについても、生徒に具体的に提供ができるようにしていきたいと。

大きな3点目ですけれども、子どもたちの将来の夢や目標を諦めるといったことがないように、学習や生活を支えていくということも必要だというふうに思っております。

郡上市の奨学金制度というのは非常に、私としては充実しているというふうに思いますが、さらに制度の充実を図れることがないかということについても検討していきたいと。例えば、医療、あるいは福祉関係や教職員、そうしたものを目指すという児童生徒のために、一定期間の、条件つきですけれども、郡上市に、例えば、勤務した場合は返還を免除するとか、そういった目的別奨学金。

また、郡上市に在住して、市内の企業に一定期間勤めていただいた人については、これもその返還免除ができる奨学金、こういったものについて、具体化できるかどうかということについても、検討を進めていきたいというふうに思っておりますし、さらにその奨学金の貸与額の増額ですとか、あるいは奨学金の貸し付け条件の緩和、こういったことについても、検討をしていきたいというふうに思っております。

それ以外にも、高等学校のあり方を検討する会の中で、通学費とかあるいは部活動の移動について、保護者の負担を軽減することができないかというような提言などもありますので、そういったことも合わせて、子どもたちの学校生活を支えていくという意味で、夢や目標を諦めないで支えて

いくという意味で、条件制度として検討を進めていきたいというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ありがとうございます。これまでも、何度もお聞きをしましたし、そういった努力の中で、郡上市の子どもたちの生きる姿勢といたしますか、これに関心を持ってがんばっているんだということをお聞きしております。そして、そういうことはそれは認めつつ、現実の子どもたちはなかなか、今社会へ出ても十分仕事もないし、待遇もよくない、ブラック企業での無理な働き方に対しても、ちょっとこれ先般相談して、聞いて驚いたんですが、ほとんど知識がないと、あるいはそういう場合にどうしていいかもわからないと、というようなこともあります。

きのうも、同僚議員の中から子どもの貧困の話が出ておりました。そういう点で、やはりいろいろな意味で、子どもたちの暮らしを支え、そして将来に希望が持てるようにしていく必要があるというように思っています。

国際的な調査でも、日本の子どもたちは将来に希望が余り持てないというパーセンテージが、非常に高くなっているんです。そういう意味では、一層そうしたことについて、検討していく必要があるというふうに私は思っております。

2つ目に、選挙権年齢の問題をお聞きしたいと思いましたが、きのうも質問がありましたし、ほぼ予想しておった答弁がありましたので、これについては、今後とも、そういう新しい状況の中で、新しい取り組みをしていっていただくということで期待をしていきたいというふうに思いますが、今回、安保法制の反対運動の中で、若い人たちが結構意見を言っているんです。あれを見とりまして、そういう条件の中で、自分も言わなきゃいかんというときには言うんだなと、その言われることを聞いてみますと、本当に勇気を出して来たんだと、こんなことすると、ひょっとすると就職に響くかもしれないと、しかし、これは言わなければならないということで来たんだというようなことを言っていましたけれども、現実のそういう生活の条件の中で、学んでいくことは、非常に大事だということを思っていますので、私たち大人は、何か困難をたくさん与えて、それに負けないように頑張れではなしに、本当に子どもたちが素直に成長していく条件をつくっていくということが、非常に大事ではないかと思えます。この問題については答弁は結構でございます。

3番目なんですが、介護保険サービスの縮小とその影響について、これは、この前もお聞きをしましたし、今、これから3年間かけて介護サービスがこれまでとは違ってくると、いわば、サービスを縮小しながら、それを地域の活動の中で補填するといいますか、支えていくんだということになるのではないかとこのように思うんですけれども。この動きの中で、郡上市の介護の実態はどのようになっていくのか、まだこれ始まったばかりですし、まだ、3年間の間はこれまでどおりやれる部分もありますし、少しずつ移行していく部分もあるというように思っていますので、簡単には、こ

うなっていくというふうには言えないと思いますけれども、3年先を予想した上で、特に、この軽度者の保険外し、それからそれに対して、ボランティアによるコストの削減、生活支援サービスや介護予防サービスをそういう地域の互助サービスといたしますか、そういうことに振りかえる動きが今後3年間かけて進められようとしております。

要支援者の介護保険からの解除によって、介護サービスが受けられなくなる対象者はどれだけになるのでしょうか。それによって、介護事業者の提供するサービスと介護職員の報酬は、どれだけの影響を受けることが予想されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今野田議員、介護保険サービスの縮小というふうにご指摘をされました。また、軽度の方の保険外しということをお話になりましたが、今回の制度がそうした、特に要支援1、2の方々を受けられるサービスを、まったく縮小してしまうとか、あるいは介護保険という大きな枠組の中から外して排除をするということではないというふうには私は理解をしておりますので、その点については御理解いただきたいと思いますが、確かに、介護保険制度の改正によりまして、今回要支援者に対する介護給付のうち、通所介護、全国一律の今まで介護給付ということではなされていた範囲内で、枠組みの中でなされていた通所介護と訪問介護というのは、市町村が行う地域支援事業というものへ移行をいたします。

郡上市では、これを29年の4月から、その移行に向けての準備をいたしておるところでありますけれども、その移行の対象になります要支援者の1、2の方々の中で、現在現行の枠組みの中で、通所介護と訪問介護を利用している方々は、大体平成26年度の月平均で見ますと、大体通所介護のサービスを受けておられる方が171人、それから訪問介護のサービスを受けておられる方が88人でございます。

これらの方が地域支援事業に移行したときに、サービスを受けられなくなるとか、サービスの質が低下するということでは、必ずしもそれに直結するものではないというふうに思っております。

これまで一律のパターンが決まっていたものが、この地域支援事業によりまして、もちろん、現行と同様なサービスを継続して受けたいという方には、そういうサービス、その必要性のある方には受けていただけますし、また、そこまでいなくてもいいよと、例えば、通所系でいいですよ、半日程度のミニデイサービスでいいよとか、よろしいですよとか、あるいは近い場所で設置をされている常設型サロンというようなところで通所すれば、それで今のとりあえずのニーズは満たせますと、あるいは訪問系でもヘルパーによる現行のサービスを受けたいという人もいるし、身体介護を中心としたそういうサービスのほかに、民間事業者によるボランティアとか軽度な生活や家事支援を、例えば受けたいというような方には、そういうサービスを選択をしていただけると、こういうことではないかというふうに思っています。

今、御意向をいろいろ聞いてみますと、今この介護支援サービスを受けておられる方で、現行のほぼ同じ程度のサービスを受けたいという方は、仮に新しい制度に移っても、7割程度はいらっしやるのではないかとこのように思います。

それらの方は引き続きそういうサービスを受けていただくことができる、というふうに私は考えております。

ただ、この制度の変更に伴いまして、いろいろとサービス提供者のほうも従来のサービス事業者以外の民間事業者、あるいはNPOなどの協力も求めていかなければいけませんし、そういう新しい枠組みの中でのサービスについては、各種のいろんなサービスの種類に基づいて、単価をどの程度に設定をするのか、いったことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、また、こういうサービスを円滑に受けていただくために、生活支援のコーディネーターといったような役割を果たしてくださる人たち、そしてまた、こういういろんな、多様なサービスの提供者間のいろんな連携や情報提供を、協議を行うサービスの提供する側における協議体のようなものも、設定をしていかなければいけないというふうに考えておりました、そういうことの準備に今取り組んでいるところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 郡上市として、できるだけそういう人たちのサービスについては、これまでどおりできる、あるいは変わった形でも十分それを補っていくことのできる形にしていきたいということで、取り組まれておるんですが、実際には、今回は保険料は引き上げられました。そしてこれからも、このような形でいくと、国としてもそうした費用をできるだけ節約するといいますか、ふやさないようにするというのも一つ狙いとしてありますので、そういうことが特に弱い立場の人たちにしわ寄せがされることのないように、特に、そういった点の気配りをして制度的にも、仕組みの上でも保障していけるように、ぜひとも努力していただきということを希望しまして、まだ少し質問ありましたけれども、時間が来てちょっと間に合いませんので、これで終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番(森 喜人君) それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。2番、1番とありますが、2番から質問させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

います。

鬼怒川で大きな災害がございました。心からお見舞い申し上げますし、亡くなられた方には御冥福を申し上げます。

それに関連するというわけではありませんが、長良川についてまず質問させていただきたいと思っています。

私がこの質問をしようと思いましたが、実を言いますと、2つの理由がございまして、1つは、私ども今やっております高鷺自然文化研究会というのを開催しております、ことしで3年目になりますが、そこで夏休みシンポジウムを開催をいたしております。そのときに、高鷺の中学校そして小学校2つありますけれども、実は生徒に発表していただくという場をつくっております、今回は3校の子どもたちに発表していただきました。

その高鷺小学校の4年生の児童の中から、本当に長良川は清流なんですかという質問がありました。このことについてちょっとどっきりしましたので、そしてまた、市長にこの質問に対してお答えをいただきたいということで、質問させていただきたいと思っています。

もう一つは、ある程度年配の方からこの連絡をいただきまして、70を超えておられる方です。市長さんよりちょっと上かもしれません。その方から長良川が大変汚くなってきたんじゃないかと、昔は長良川に行くとスイカのおいがして、非常に憩いの場であったと、ところが長良川汚くなっているんじゃないかという話でありました。

私も実は18歳まで高鷺におりましたけれども、郡上におりましたけれども、それ以降は、外に出しておりますので、余りその経緯がわかりませんでした。なかなか返答に困ったわけでありましたが、そういうことについて、ちょっと勉強しましたので、その点について質問させていただきたいというように思います。

まず、今世界農業遺産ということで、この登録の話がございまして。そのことについて、御質問させていただきます。

このF A O、ユネスコF A Oの基本的な意味と、それからその認定に向けた現状もお知らせいただきたいと思っています。

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 例えば、世界農業遺産の意味そして現状はどのようになっているかということの御質問だと思いますので、そのことにつきまして、御答弁いたします。

世界農業遺産ですが、食料の安定確保を目指す国際連合食料農業機関F A Oが、2002年に創設した制度でございまして。

ユネスコが推進します世界遺産が歴史的建造物や自然などを登録しまして、現状のまま保護する

ことを目的としているのに対しまして、この世界農業遺産は伝統的な農業や農法、生物多様性が守られた土地利用、農村文化、農村景観などを地域システムとして認定いたしまして、時代の変化に対応しながら、次の世代に継承していくことを目的としているものでございます。

現在、アジア、アフリカ、南米など、13カ国31地域が認定を受けておりまして、そのうちアジア23地域、日本は5地域が認定を受けております。

昨年新たに国内の7地域から立候補がありまして、専門家会議での審査、評価を受け、その結果、今岐阜県の長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域、宮崎県高千穂地域の3地区がまずは第一審査ともいえる、農林水産省の承認を得たところでございます。

岐阜県の申請の概要でございますが、農業システムの名称を、清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながりとしまして、区域は長良川上中流域の郡上市、美濃市、関市、岐阜市となっております。鮎を中心とした内水面漁業が盛んな長良川は、流域の人々の暮らしや水質保全活動によりまして、清らかな流れが保たれ、その清流により鮎も育ち、地域の人々が鮎から恩恵を享受する人の生活・水環境・漁業資源が相互に関連する世界に誇るべき長良川の里川システムである、というふうに提案しているところでございます。

F A Oの認定登録の進捗状況でございますが、ことしの5月25日から26日の2日間にわたりまして、岐阜県の現地調査が行われました。郡上市では、白鳥町前谷の棚田ですとか、大和の古今伝授の里、八幡では水舟の利用ですとか、あと鮎の友釣りの実演を視察調査されております。

また、気運を盛り上げるために、8月29日には世界農業遺産シンポジウムが岐阜市で開かれております。現在、3つのこうして全て現地調査が終了いたしまして、農林水産省が主体となりまして、F A Oとの交渉を行っているような状況でございます。

昨年の時点では、ことし6月ごろにF A O本部、これローマにあるわけなんですけど、そこで最終プレゼンを行って決定するというふうな予定でございましたが、現時点では開催の時期も、会場も未定となつとるということ、県から報告を受けているような状況でございます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 済いません。あります。まだ、未定であるということでございますが、ただ、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

長良川も、これ長良川といっても郡上だけの川でありませんので、ずっと長良川から美濃、関にずっと流れているわけですが、長良のすばらしいところというのは、これは全長が166メートルですか。その中に、やはりダムがないと。166キロメートルでした。その中に本流にダムがないということが一番大きな特徴であり、日本一の豊かな生態系と日本一の豊かな文化を持っているという

ことが一つ、それから、もう一つは生息魚類がきわめて多いと、100種類以上いるんだということ
であります。

その中に、人と魚の豊かな文化があり、鮎、サツキマス、うなぎはもとよりなんです、天然記
念物でありますオオサンショウウオが郡上北部一帯にありますし、うなぎの群生地ということで、
美並の粥川、それから、モリアオガエルということで八幡町、ブッポウソウの渡来するということ
で美濃市の洲原にあるということで、貴重なものがたくさん生息しとるということでございます。

それから、3つ目は、この流域人口が極めて多いということです。80万人の流域人口、四万十川
であるとか、ほかの川は10万人であるというようなことでありまして、極めて多い中にありますけ
れども、水質も比較的きれいであるということでございます。

さて、その長良川、日本三大清流と言われるわけでありまして。三大清流でありますので、これは、
先ほど言いましたように四万十川と、それから静岡県の柿田川ですか、この3つが三大清流と言わ
れます。これ果たして、先ほどの質問になりますけれども、長良川は本当に清流なんでしょうか。
これを市長に質問したいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思えます。先ほどの小学生の方が長良川って本当に清流
なのと、こういう疑問をぶつけられたとか、あるいはまた、ちょうど私くらいの年の人が、昔は、
長良川は川のそばに行くとスイカのおいがしたと、鮎がいっぱいでというようなお話でございま
すけれども、確かに清流というものをどう定義するかということによって、今日も清流であると言
えるか、あるいはそうでないのかということがあるかと思えます。

その辺は、私たちの人間の五感でもって、昔の記憶と今と比べて少し変わったんじゃないのかと
いうような見方もあると思えます。事実私なんか、小学生、中学生のころはすぐ下の川で遊びま
したので、そのころと、正直、行って見た感じは少し変わってきてるかなということは、五感を通
してはそういうふうに思えます。

しかし、今日この川のきれいさ、清流であるかどうかというようなことを、やはり、いろいろと
判定をするためには、一定の化学的な指標に基づく判断が一つの大きなものになるというふうに思
います。

現在、この岐阜県の長良川に限らぬわけですが、県のほうで環境調査というのを実施をし
ておりまして、その結果を環境白書という形で公表いたしております。最新の平成26年度の県の環
境白書によりますと、長良川は郡上市に限らず、先ほどお話がありましたように、本流、支流ある
いは上流部から河口部まで含めて42カ所で水質測定をしているということでございます。

そのうち、郡上市内では、大和の和合橋の地点、あるいは吉田川の八幡の小野橋の地点で、県は
環境測定調査をやっているということでございまして、その水のきれいさに対する環境基準という

のは、一つは健康項目ということで、人間の健康に有害な物質、例えば、カドミウムであると、のような重金属であるとか、トリクロロエチレンというような、揮発性の有機化合物であるとか、あるいはシマジンというような形で、主として農薬から流れ込むような、そういうような人体に影響が懸念されるような有害物質について、27項目について検査をしているということですが、長良川を含む県内の全ての河川が、この環境基準には適合しているということだそうでございます。

もう一つの測定項目が、生活環境項目というものでございまして、これは、長良川ももちろん上流部から下流部に至るまで、全ての基準ではなくて、AA基準からBというような形で、基準が少し変化をいたしますけれども、その類型ごとにPH—P、Hと書きますが、PH水素イオン濃度、それからDO溶存酸素量、それからBOD生物学的酸素要求量、それからSS浮遊物質の量、それから大腸菌という5項目について、それぞれの設定された基準値と比べて、その測定値がどうかということなんですが、県によりますと、長良川はそれぞれの類型において、その基準値を全てクリアをしているということであるように承知をいたしております。

郡上市内の測定地点における測定結果についても、郡上市の場合は、最も厳しいAA型という類型なんですけれども、年間を通じて、年12日くらい実測をするそうですけれども、基準値を上回った日は一度もないというふうに聞いております。

また、この県の測定とは別個に、郡上市の環境水道部においても22カ所の測定地点を、この郡上市内の河川において設けてございまして、そういう同様の測定をいたしております。

最近の調査で大腸菌群の項目、大腸菌群数の項目が1カ所のみ、ちょっと基準をオーバーしたという日があった、ところがあったようでございますが、その他は全てクリアをしているということでございますし、これらの測定指標は、例えば、平成18年度と平成26年度で比べてみますと、例えば、BODであるとか、そういう基準は測定値は以前よりも、改善の方向に数字が動いているというようなことでございますので、私たちは、そういう化学的な測定という基準からすれば、清流長良川と言ってもよろしいのではないかとこのように認識をいたしております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。今お話がありましたけれども、実を言いますと、最も良好な河川では、河川と言っているわけではないということでもあります。

つまり、上記の、先ほどの3河川というのは、最も水質良好な河川には含まれていないということで、ダムがないというということで、総合的に日本を代表する豊かな清流都市として、一般的に認知された川であるということでもあります。ということは、さらに、きれいな川があるということなんです。

その前に、先ほど高鷲の児童のお話であります。彼らは、カワゲラウォッチングといって、水生

生物調査をやって、そこで生息するものの状況を見て、そしてこの長良川、高鷲の川、当然きれいなんですけれども、そういうことで、そういった調査をしているわけです。

実を言いますと、先ほど言いましたように、本当に水質のきれいな川というのは、ほかにありまして、これは全国で13河川が認定されているということでもあります。

これ本当に、先ほど言われましたいろんなPHであるとか、BODであるとか、こういったものはもちろんそうなんですけど、とにかく水が美しい、水質調査をしても本当に文句のつけようがないとか、そのものの一つが仁淀川といたしまして、愛媛から、実は高知県に流れている川なんです。これはダムがあるもんですから、なかなか三大清流と言われてないんですが、これホームページでとったあれですけども、日本仁淀ブルーといたしまして、川が本当にブルーにですね、こんなにきれいなんです。こういうふうにきれいになるんです。

沖縄なんか行きますと、空から見ますと、海がこういうブルーです。そういった色がこういうずっと、こういった川がある。これは北海道とか、こういった川あるんですけども、こういう河川があるということで、実を言うと、長良川はここまではきていないということでもあります。

そうした生態系の人間と生活する意味で、80万の人が住んでいるわけですから、そういった意味ではきれいなんだけれども、こういう川には、まだ劣るということなんです。

ですから、私は、やはり日本一の川ということであれば、こうした本当に美しい、見るからに美しい、こういう川を目指すということも大切なんじゃないかなということでも質問させていただきたいと思います。

もう一つですが、今後の市の取り組みということで、まず、一つ質問させていただきたいと思いますが、本当に近々の最大の課題でありますあゆパークの問題でございます。これは長良川河口堰が竣工して20年になりますけれども、その最後の関連事業ということで、あゆパーク、5億円かけて建設予定されているということではありますが、県から指定管理を美濃市が引き受けてそれをさらに運営していく団体を今見つけていくということなんですけれども、なかなか引き受け手がないということ。

そして、同じく県から指定管理を依頼されて、指定管理料ゼロでやっている川島町アクア・トトというのがあります。これは東海北陸インターの隣接をしているわけですが、ここは、鎌倉の江ノ島水族館が引き受けてやっています。

ここで、私もちょっと知り合いがいるもんですから、ちょっと行って見て、聞いてみますと、決して経営は楽でないと、本当に厳しい状況の中で、苦勞をちょっと、いう状況だそうなんですけれども、ああいった施設でも、なかなか難しいという中で、この鮎だけで、果たして採算がとれるのかどうかということを、お聞きをしたいというふうに思います。

別に、あゆパーク建設に向けて、どのように市長が考えているかを、お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。この県の事業であります長良川あゆパークでありますけれども、今御指摘があったとおりであります。

長い経過があるわけでありまして、本来の目的は、長良川河口堰の建設にかかる漁業保障問題から、この問題は始まったわけですが、とにかく内水面漁業の振興、あるいは、今、清流の国づくりということで、県が取り組んでおりますけれども、こうした河川環境に対する理解、あるいはこうした環境の保持とかいろいろなことに役立てるためというふうに、今は位置づけているというふうに思います。

現在、県のほうで、郡上市のほうもいろいろ関係者がこれまでも、かかわりながら、この構想の検討を進めてきておりますが、施設の機能としては、体験機能、学習機能、あるいは情報発信機能というような形で、現在の長滝の道の駅の南側の場所でありまして、あそこにつくろうとしているわけでございます。

平成25年度におおむねその基本構想というようなものが示されておまして、今、これからいよいよ今年度は、実施設計にかかろうというようなことございまして、これまで平成26年度は、地元の関係者等も含めた検討会議というようなものを、たびたび開催をして進めて来ております。

こういうことで、徐々に今年度は、特に、そういう実施設計を決めていくということになるわけですが、この施設はもともと、公募要件と申しますか、そういうようなものもいろいろありまして、かつて合併前の白鳥町のほうで応募をされた地域が選定をされたわけでありまして、現在のところは、そのときの応募のいろんな条件の中で、施設の建設は県がやりますが、管理については、地元の地方公共団体のほうで管理をいたしますと、こういう了解のもとに進められてきているものであります。

そういうことであります。今、お話がありましたように、こういう施設いろいろと、つくるといふことと、それを運用していくということと、いろいろと課題はあるわけでありまして、今、これから、そうした県の施設の指定管理者という形で、日々の管理を引き受けていくというような場合、どれだけの経費がかかって、今お話がありましたように、この施設は、一定の来場者のほうからの収入も得られるような形になっておりますので、実際にどの程度の負担が生ずるかというようなことも、まさにこれから詰めていくということになっておるところであります。

私たち郡上市においては、なかなか県の施設がないところでありまして、そういう中で、合併前の経緯の中からはつくっていただくということになっておりますので、それを、これまでの、先ほどお話がありました、この世界農業遺産との関連、あるいは間もなくこれも、拡張道路ということは認められるだろうと思っておりますけれども、白山エコパークの関連そういったことと合わ

せて、この施設が、つくっていただいていたよかったですというような施設になるように、そして著しく市の負担が重くなるというようなことのないように、県としっかり話し合っていきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) よろしく申し上げます。それでは、1つ目の質問がありますから、あと18分しかありません。

それでは2つ目に入りたいと思います。鳥獣害対策、鳥獣害政策ということなのですが、この質問も理由があります。これ昨年、田んぼにイノシシに入られまして、全部やられてしまいました。そういったきっかけもありましたし、それから先ほど言いましたように高鷲自然文化研究会の中で、岐阜大学の山口教授という、女性の先生ですが、その方が来てくださりまして、カナダのヘラジカの研究、ヘラジカと生活をする人々の研究ということを発表してくださいました。

これ、インディアン、北米のインディアンなんです。その方の話を聞いたということと、それからもう一つは猪変という本を読みました。猪変というのはイノシシが変化するときには猪変と書くんですが、猪変の中に書いてありましたのは、これは、瀬戸内海の話なんですけれども。

瀬戸内海で実は、小さな島にイノシシがもういっぱいになって、それで、そこだけを何とかすればいいと思っておったんですが、海上保安庁が瀬戸内海を泳いでいる2匹のイノシシを見つけまして、そして、イノシシはどんどんその島を超えて広がっているんだという、それが大体今から十二、三年前の写真なんですけれども、ちょうど、そうしたことを読んだことがあります。そうした意味で質問させていただくわけですが、日本海とか、中国、四国、それから九州のほうは、私たちの地域よりもちょっと早く、10年くらい早くそういった鳥獣害の問題が進んでいるということで、先進地であるということは、言えるというふうに思います。

そして、そのイノシシの生態というのはわかってないというようなことで、豚とかの研究者は日本中いっぱいいるんですが、イノシシは専門家というのは、四、五人しかいないということもあるそうであります。

そこで、1番、2番まとめて質問させていただきますが、最初、岐阜大学アニマルセンサーということを書きましたけれども、これは、違うということで、しかし、平成23年やったでしょうか、ビデオによる実験をされたことがありました。そのことに対する結果をお知らせいただきたいというふうに思いますし、それから、これまでの今この資料をつくっていただきましたけれども、この資料の中にありますが、鳥獣害による農林被害額、駆除に使った予算額、柵に使った予算額、狩猟おりの補助金額等です。こういったものがわかれば、お示してくださいということで、お願いします。

これに対する担当の説明をいただきたいと思っておりますし、これどんどんふえて、実は捕獲数がふえ

ております。これは、当然お金も出しているわけでありますけれども、これをどこまでやるのかと、ということについてもちょっとお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、野生動物の生息調査及び獣害の状況につきまして、御回答申し上げます。

初めに、平成24年、25年度に清流の国ぎふ森林・環境税事業によりまして、カメラのほう、ビデオじゃなくて、センサーカメラというもので、調査を行っております。

郡上市内に生息する大型ですとか、中型哺乳類の種類を確認しまして、獣害対策の基礎資料とするために行ったものでございます。

調査箇所でございますが、24年は八幡町、大和町、美並町、明宝、和良の5カ所、25年度には、白鳥町、高鷲では高鷲の鷲見と明野の2カ所ですが、合わせて3カ所、合計8カ所で行っております。

調査方法は9月末から翌年の2月中旬までセンサーカメラを取りつけまして、撮影された哺乳類の数をカウントしたものでございます。結果ですが、日本鹿の出現数が1,408頭と最も多く、イノシシ60頭、ニホンザル18頭そのほかにタヌキですとか、キツネ、アナグマ、ニホンカモシカなどの生息が確認されました。

傾向といたしましては、ニホンジカは大和、白鳥、美並を除く地域が多く、ニホンザルは美並、明宝、和良地域で確認されております。

このセンサーカメラによる調査ですが、生息する哺乳類の種類や出現する時間帯の傾向もわかるというものでございまして、郡上全体でどれくらい生息しているかというふうな個体数を推定するものではございません。

個体数につきましては、ニホンジカだけに限ってでございますが、平成23年度に岐阜県が県内全ての町村を対象にしまして、ふんの密度調査や、狩猟者の目撃情報による推計を行って、それによりまして、市町村別の生息分布状況を発表しております。

これによりますと、岐阜県内にはニホンジカが約4万8,700頭生息しており、そのうち郡上市内に約1万頭が生息しているという推計値が出されております。

なお、イノシシですとか、ニホンザルにつきましては、県全体の生息調査はまだ行われてないような状況でございます。

続きまして、これまでの鳥獣害対策の状況ということで、被害状況ですとか、それにかかった費用等につきまして、グラフをつくってまいりましたので、こちらのほうをちょっと見ていただきたいと思います。

初めに、農産物の鳥獣被害の額の推移でございますが、これにつきましては、農地改良組合長を

通じまして、各農家のほうへ調査表を配布いたしまして、被害に遭った農家から、その数量ですとか、面積を報告していただきました。それによりまして被害額ということで、それぞれ市内の数値に標準単価を掛けまして、推定しております。

その推移をあらわしたものが1番目の表でございまして、農産物の鳥獣被害額の状況でございます。細かくは7地域別に分かれておりますが、傾向といたしましては、平成20年ですが、6,600万円ほどあったものが徐々にふえておりまして、平成22年これが最高値なんです、今までの調査の中で1億2,900万円ということで、1億3,000万円に近いまで上昇しております。23年には、ちょっと下がりまして、それから24年、また若干上がりまして6,700万円、それで26年には4,800万円ということで、被害額につきましては、年度の被害額につきましては、徐々に下がってくというような状況が見られます。

グラフには、これあらわしておりませんが、鳥獣別ではイノシシ、鹿、猿などの被害が多いということになっております。

農業被害以外でも、森林木の阻害ですとか、成木の皮むき被害がありますが、そういったものは、額として調査は行っておりません。

ニホンジカにつきましては、このたび車の衝突事故等もございまして、郡上署の警察のほうに聞きました結果、平成24年に44件、25年に23件、26年に48件発生しております。こういった被害額を足し込むと、さらに獣害被害というものは、大きいものが推測されるところでございます。

続きまして、鳥獣の捕獲のほうでございまして、これにつきましては3月から11月までの猟期間以外の時期は、有害鳥獣実施対策隊員に駆除をお願いしております。猟友会の方でございまして、その棒グラフは鹿、イノシシ、猿、カラス有害鳥獣の駆除の頭数とそれに有した奨励金をグラフにしたものでございます。

奨励金につきましては、この棒グラフのほうでございます。

24年が頭数としまして、1,340頭で奨励金が1,748万7,000円で、最近26年昨年度でございまして、たくさんとれておりまして、2,728頭、額にいたしまして4,074万円ほど奨励金を出しております。

この下のグラフのほうですが、これは当時の狩猟期にとられたものに対しましての奨励金でございます。これも、狩猟期間ということで、24年度から始まりまして、ニホンジカだけの部分でございます。26年度につきましては、頭数にしまして、2,868頭、奨励金につきまして2,398万5,000円ということでございます。

上の狩猟期以外と狩猟期間のニホンジカの頭数ですが、合計で26年は4,081頭というふうな大きな数でとられております。

続きまして、鳥獣害対策に要した経費のほうですが、鳥獣害対策といいますと、このお話してきました奨励金のほかに、防護柵等に要する経費もございまして、こういったものの金額をグラフ化し

たものでございます。

捕獲奨励金は、これ26年度だけですが、6,470万5,000円ということで、構成比の45.3%、防護柵、これ恒久柵のほうは7,190万1,000円、これ50.3%。あと簡易の電気柵のほうは426万4,000円ということで、3%分ということで続けております。

次の表なんです、これは恒久柵として、普通のネット柵の合計の延長なんです、こういった格好で各種防護柵がふえていっとるかということでございます。

その下が、捕獲等奨励金の主要都市の比較ということで、他市の状況を比較したものでございます。奨励金の単価も違いますが、総額として郡上市は6,151万1,000円、下呂市が5,339万7,000円、高山市が4,972万6,000円というような順になっております。これは、イノシシ、鹿、猿のみを対象とした奨励金ということで、見ていただきたいと思います。頭数につきましては、この棒グラフでございます。

以上が大体概要でございます。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 丁寧には済みませんでした。ありがとうございました。

済みません。もう時間がなくなってしまいました。3番、4番まとめて質問しますので、ちょっと時間延長なるかもしれませんがお願いします。

今いろいろと質問していただきました。本当にこれからいろんな、さらに予算をつけて、捕獲していくんだろうと思いますが、農水省も環境省の予算の中で2013年12月に野生鳥獣への行政の視点が保護から捕獲に変わって、そして、イノシシであるとか、鹿の生息数の半減を目標にして、半減です、目標にして取り組んでおられる、そして2014年4月には改正鳥獣捕獲法ということで、鳥獣捕獲等の一層の促進と、それから担い手の育成の必要性ということで、国がそういった取り組みをされておられるという中で郡上市もそういった、どんどん捕獲数もふえているのかなというふうには思っております。

しかし、私、今抜本的な対策ということで、お話をさせていただきたいんですが、これは意識の改革といいますか、昔は先祖も鳥獣と戦ってまいりまして、しかし、明治維新後、産業の発展とともに、乱獲が行われるようになってきたということで、日本農業史にとっては、獣害のない実は100年だったということでもあります。

この獣害災害が出てきたのは、最近といいますか、最近二、三十年でありまして、全国的に発生をしてきて、特に人口減少の多い中国、四国、九州そういったところでどんどんふえてきているとのことであります。

ですから、私たちは鳥獣害に対して当然という認識を、まず持つ必要があるんだろうというふう

に思います。

そして鳥獣害対策をする上で必要なことは、農家なんです、自分で農業する上で、戦っていきけるんだという、そういう意欲を持つことだということが大切だろうというように思います。

その中で3点、抜本的な対策というには、基本的な対策として、やはり鳥獣の生態を知らなければいけないということだと思います。いろんな動物それぞれ、鹿にしても、イノシシにしても、生態それぞれ違いますから、そうしたものを、やっぱりしっかり知ることが必要なんだろうというふうに思います。

そして、もう一つは、なぜここ最近、獣害が発生してきているのかと。これは歴史的なもんもあるかもしれませんが、これは一つ視点を変えなければならない。それは、悪いのは、鳥とか獣とかじゃなくて、むしろ人間であると、主役側に問題があるんだということを、私たちは、やっぱり悟る、知らなくてはならない、ということであります。

そうした中で、やはり持続性のある対策、それから予防原則というものも、徹底していかなくてはいけないというふうに思います。

例えば、生ゴミなんか出しますと、当然、これは動物は食べやすいわけですから、そういうものを餌にとりに来ます。

それから、ヒコバエといって、稲を刈った後に出てくるヒコバエがあります。これなんかも人間にとってみると必要ありませんから、とらないままにしておくんですけども、こうしたものも、実はとらんと、獣が生息をする習慣になってしまう場合があります。

そして、収穫した野菜であるとか、果物であるとか、こういうものもしっかりととる、いうようなこともございます。

そして、最終的な手段として、こうした捕獲です。そうしたもの、1、2、3段階で対応していかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、実は、これは大分県の取り組みでありまして、これは、ちょっと3分しかありませんので、読ませてもらいます。

大分県の鳥獣害対策本部が考えた。これやった人がいます。有害鳥獣と戦う十箇条ということで、みんなで防ごう有害鳥獣害ということで、十箇条あります。

1つは、相手を知るべし、敵を知らねば戦いはできず、1つ、集団ぐるみで対応、個人差があると弱点を突かれる。これは要するに集団ぐるみで、家庭菜園の人も、しっかりと取り組んでください。

それからもう一つ餌場をなくすということです。集落に美味しいものがあるから寄ってくる。それからもう一つ隠れ場所をなくす。これは、敵が臆病であると、隠れ場がないと、怖くて近づけない。ですから、草刈りとかしっかりとしなさいということです。

それからもう一つ、追い払う。集落は危険な場所であるということを悟らせる。1つ、守れる畑にする。栽培方法や栽培位置を工夫する。なんぼんだとか、そういう辛いものはそこにつくるとか、それからもう一つ防護柵を有効に使う。相手にあわせて種類や高さで設置する。1つ、防護柵を過信しない。設置は隙を与えず、小まめに点検をする。1つ、効率的に捕獲する。狩猟者への情報提供。1つ、効果的に捕獲をする。被害を減らすことは山の十歩よりも田畑の1歩をとるか、これもっとやっているわけです。

こうしたことを私たちが学びながら、聞かなければならないんじゃないか。

もう一つは、4番の話なんですけど、これはヘラジカの話です。これはアメリカのインディアンの人たちが、これは狩猟民族でありますけれども、昔は日本人も狩猟民族であったわけでありまして、狩猟民族の伝統を守るというような意味で、それは何かというと、獣も大切にしようということなんです。

獣の肉を食べるときも感謝をして食べよう。そして共存していきっていく、そういう狩猟民族の精神というものを、もう一度、思いおこさなければならぬんじゃないかと思います。

先ほど言いました、中学生の感想の中に、日ごろから感謝して命というものをいただかなければならぬんだということ、そういった言葉を聞きました。そうした意味で私たちは、鳥獣害対策をする上でも、やっぱりこういった気持ちを持ちながら対応をするということが、必要じゃないかと思うんですが、市長の見解をお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） それぞれ御指摘をされたことは全く私も同じで、同感でございます。鳥獣害対策がこれまでもやはり侵入をできるだけ防止をする、あるいは里に出てきたものは追い払う。そしてまた、どうしてもいうものについては、捕らえて個体数調整をすると、この辺のバランスのある、あるいはそのどれか一つに偏ったという形でない政策を推進していかなければいけないというふうに思っております。

そして、御指摘のように、もちろん、鳥獣も尊い命を持っているものでありますから、できる限り共生を図っていくということが必要だろというふうに思っています。

ただ、郡上市の今の鹿等の実態は、共生を図るには余りにも個体数が多過ぎるということで、当面はやはりいろんな施策を講じながらも、かなり個体数調整ということに重点を置いていかなければいけないと、いうふうに思っておるところでございます。

それから、当然第4点目に指摘をされましたこと、命をいただくということは、その意識を持つことは大切なことだというふうに思います。できうれば仮に個体調整したのものも、無駄に命を奪ってしまうということじゃなくて、やはりそれは感謝をしながら、いろんな形でジビエ料理であるとか、その他活用させていただくというような知恵、それが、せめてものその命をいただいた動物に

対する供養でもあるかというふうに思いますので、そういうことも、今後とも考えていく必要があるというふうに思っています。

御指摘の2つの点は私も、私たちこれまで鳥獣害対策をやっているもの全てにとって共通の認識であるべきであるし、そう思います。特に、現場で、鳥獣害の対策の実施隊ということで、本当に、いわば捕獲処分、そういったことをやっていただいている狩猟などに携わっていただいている方は本当に毎日と申しますか、こころの中にそういうことを深く思いながらやっていただいておりますので、単に労力的に大変ということだけでなく、精神的にもやはりそういう捕獲処分というようなことも現場に当たっていただいている方々の精神的な負担と申しますか、そういうものも大きいながあると思いますけれども、そういったこともしっかり思いながら、対策は。しかし、人間が鳥獣の力に負けてしまうということであってはいけないので、やはりしっかり自覚を持ちながら、取り組んでいく必要があるというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) 獣という字は私はちょっと納得できないものがありますけれども、天然の動物とか、自然の恵みをいう部分はやはり不思議だなと思いますので、よろしくお願いします。

時間超過して済みませんでした。ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時55分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 鷺 見 馨 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして7番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回は主に3点につきましてお伺いをしたいと思いますが、よろしく申し上げます。担当部長さん初め、市長さんに御回答いただければありがたいと思います。

最初に、農業問題でございますが、それぞれ今までの課題がございました。非常に将来的に難題

な問題であり、厳しい対応があろうかと思えます。

その一つに農業の現況と将来方針、対策についてをお伺いをしたいと思います。

農業を取り巻く状況は、初めに農業を取り巻く状況についてお聞きいたしますが、振り返ってみますと、昭和30年時代には、お米1俵が大体五、六千円でごさいます、当時学校を卒業した者の一カ月の初任給でごさいました。ほぼ一緒だと思いますが、当時は割合真面目でごさいましたので、まあまあ生活をしておりましたが、現在の価値に換算すると、1俵が考えてみると、14万円から15万円だと言うことでごさいます、いくなれば1反8俵収穫すれば、120万円くらいの売り上げがある。5反も稲をつくれれば600万円近くは年収があつたというように思えます。肥料とか、肥料を付けましても値段が割に安く、ほとんど家畜を利用して牛のお尻をたたきながら、農作業をしたということでごさいます、今考えてみると懐かしいことでごさいます。

しかし、今では米値段は1俵当たり1万円程度に下落し、5反程度の作付では機械代や、苗代、肥料代を差し引くと手元に残るものはほとんどないようでごさいます。

更に今後、T P P交渉を進行し、仮に米にかわる関税が撤廃すれば、輸入米がふえて、米価はさらに安くなるのではないかと心配をされているところでごさいます。

水田を借りてお米をつくっている農家からは、来年は田んぼを返して米はつくらないというような話も、たくさん承ります。このままでは休耕農地が拡大し、強いては地域全体が、疲弊することが懸念されます。

農業振興は、食料確保の観点から国策としての影響力は大きいものと思われまふ。国の稲作農家の方策はどのような方向にあるのか、また郡上市の水田の作付状況や、耕作者、また耕作放棄地などはどのような状況になろうとしておるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 鷲見馨君の質問に答弁を求めまふ。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 鷲見議員の御質問、国の政策の方向性、郡上市の状況ということでしたので、それについてお答えさせていただきます。

初めに国の農業振興方策の方向性でごさいますが、農林水産省はことし4月に策定いたしました、食料・農業・農村基本計画によりますと、その主な政策といたしましては、食料の安定供給の確保、農業の継続的な発展、農村の振興、団体の再整備などの政策が掲げられておるところでごさいます。

特に、稲作経営に関係が深い、農業の持続的な発展の分野におきましては、一つとして、認定農業者、新規就農者、集落営農等の担い手に対しての支援を重点的に実施しまして、農業経営の発展や人材の育成の確保を図るということにしております。

2番目といたしまして農地中間管理機構をふるに活動させまして、担い手への集積、集約を推進し、荒廃農地の発生防止、解消を進めるということにしております。

3つ目は米の需要に応じた生産を進めるとともに、水田をふるに活用し、食料の自給率、食料自給力の維持向上を図るとともに、飼料用米などの戦略作物の生産拡大を推進すると、この3つの項目を掲げております。

また、特に、米政策のほうでは、平成30年度以降は、政府によります米の生産数量目標の配分は行わず、主食米以外の戦略作物の本格化を推進いたしまして、今後10年間で、全農地面積の8割を担い手に集積するという方針を持っております。

このように国の水田農業の政策を大枠でとらますと、農地や担い手を集積、集約化しまして、経営の規模拡大により、農業経営の広域化を進めようとしているといえるのではないのでしょうか。

次に、郡上市の農業について、特に水田農業の状況について申し上げます。

郡上市耕地面積は、1,930ヘクタールでございます、そのうち約70%は水田でございます。その作付状況は、平成26年度の水稲共済の引き受け実績では、食料用の水稲が約59%に当たり1,182ヘクタールとなっております。転作作物は、麦、大豆、そばが99ヘクタール、飼料用や、米粉などの多用途米が約20ヘクタール、飼料用作物が74ヘクタール、そして、トマト、ホウレンソウなどの振興作物や一般野菜が153ヘクタールとなっております。

一方、不耕作地ですが、407ヘクタールという数字になっておりまして、この面積は徐々に増加しており、今後この水田が荒廃地農地にならないことを、本当に懸念しているわけでございます。

耕作者の状況でございますが、平成22年度 of 農林業センサスによりますと、郡上市の総農家数でございますが、4,159戸、17年調査、5年前の調査でございますが、370戸、7.7%減少しております。基幹的農業従事者数は1,639人で199人、10.8%同じく減少しております。また、65歳以上の高齢化率は75.3%、非常に高くなっております。

この調査ですが、農林業センサスが5年毎に行われまして、ことしはその調査の年であります。農業従事者の減少率ですとか、高齢化率はさらに高くなるのではないかと懸念されております。

以上です。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。いろいろ説明をいただきましたが、非常にあれは厳しくございまして、たしかに農業は生産する形態ばかりではなしに、環境保護や多面的な機能を果たしております。

そういうことを考えますと、国ともいいながらも、いかにも農民が、負担犠牲になつとるといって、そういうような流れもあって、私としても本当に、努力をしてみますけども、将来構想の中では、さらに厳しいものがあろうかと思っております。どうか、御努力いただきまして、後継者が希望を持って、農業に取り組むような市政を、体制を作っていただくようお願いしたいと思います。

それでは、2点目であります、希望が持てる農業の方策といたしまして、山間地域では、農地の形状が変形していたり、区画の面積が小さかったりして、作業効率が悪い上に、近年獣害が発生しており、建設業から農業に転換された方でも、農作経営の規模拡大は大変であるというように、伺っております。

国の施策として農地の集約を進めているようですが、郡上市のような山間地域では適地適作を研究して稲にかわる農作物の振興を図る必要があるかと思われています。

また、農業の6次産業化や都市との交流による農地の貸し出しなど、多方面で収益の上がる農業振興策を考えて、将来的に希望が持てる農業振興が検討できないでしょうか。

郡上市の今後の農業振興方策はどう考えておるか、努力はされて研究はしつつありますけれども、現状の内容と、将来の構想につきまして、改めてお聞き、御返答をいただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 希望が持てる農業ということで、郡上市の今後の農業振興の方向性はどうあるべきかということについて、御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、国の水田農業の施策は農地担い手集積いたしまして、規模を拡大して生産効率を高めることを主眼に置いております。

しかし、郡上市など中山間地域では、農地の形状ですとか、獣害の発生などにより、担い手の確保もなかなか難しいのが現状でございます。

また水田農業につきましては、規模拡大による大規模農業者の農地集積を無秩序に進めていきまことは、高齢者の農業の地域のいぶしん活動など、コミュニティーの場の喪失につながるのではないかと懸念されるところでございます。

この国の農地利用集積の手段は生産性の向上のみに力点を置いた手法でございまして、市内全ての地域にその方向性で推進することは適当ではなかつております。

地域性を有効に活用した農業が持続的に行われることが、そういうことを念頭に置きまして、それぞれの地域の必要に即した農業振興が必要でないかというふうに思っております。

水田農業に限って言いますと、水稻栽培が今後継続できますように、経費の抑制のための効率化と、収益向上のための高付加価値化が必要でございます。農地の集積による効率化が可能な地域にあっては、国の制度を活用しまして、担い手農家への集約化や集落営農組織の設立を支援していきたいと考えております。

高付加価値化につきましては、食密度の高い米づくりを推進いたしまして、郡上米のブランド化や販路の拡大を、関係者と一緒になって検討してすすめてまいりたいと思えます。

水稻にかわる作物といたしましては、振興作物であります夏秋トマトですとか、ホウレンソウ、大根、柿、たくさんあるわけでございますが、そういった地域の特性に似合った作物栽培を推進し

ていきたいというふうを考えております。

特にトマトですが、新規就農の方の希望が多くありまして、今年度には農協によります新規就農者用の研修施設の整備が進められております。来年度から受け入れが開始しますので、これにあわせて計画的なトマトの団地化も検討していきたいと考えております。

議員御提案がございました、担い手不足解消のために地域内から新規参入をいれたりとか、あと農村景観を生かしたグリーンツーリズムと多面的機能を生かした新たな価値の創造や新商品、サービスの開発なども、農業、農村を活性化する一つ的手段でございます。

こうしたものも、農業者を初めといたします皆様方から御提案、御意見いただきまして、具体的な内容につきましてできる限り支援できる要件としていきたいと思っております。

いずれにしても、耕作放棄対策は、集落全体で農業・農地を継続して守る体制づくりが大切だと考えています。私といたしましては、地域の皆さんと一緒に地域の農業の将来像が話し合っ、人農地プランの策定を進め、その実現に努めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) 大変御苦労いただきまして、研究をされておりますが、何といたしまして、郡上市は広大な面積がありまして、農林関係が基幹産業であろうかと思えます。国や県の補助をうまく適用しながら、むしろ特殊な地域、高冷地とかそういうところは活発にやっておりますけれども、中間地、平坦地のほうが厳しいんじゃないかなというような感じも受けます。

そうした意味から、ほかの先進地もいろいろございますので、研究しながらさらに農地の有効活用ができますように、一つ御努力、一層お願いしたいと思います。

そして、要望になりますが、これだけの土地を将来とも利用するということは、なかなか難しいと、いうなれば、もうちょっと都市の方々に機能的に入ってもらうか、あるいは農地、農業以外の土地の活用をこれはぼちぼち研究せんらん、今の制度では国のほうで、もし入れますように、そんなでもないことやけども、圃場整備をして70%も80%も補助金もらとるというようなことから、そういう法律もございまして、農地のほかへの適用は難しい現状でございます。

しかし、順次これも一つ検討しながら、都市の人でも、共同で活用できるというようなこともひとつ御努力をいただきたい、そんなことを申し上げながら要望といたします。

以上をもちまして今の関係は一応終結をさせていただきます。

続きまして2番目でございます。東海北陸道、中部縦貫道改良促進に伴う市内の効果、対応、支援についてを質問いたします。

市、地域、企業の連携対応、産業振興、交流について、平成30年度東海北陸自動車道の清見までの4車線化の完成が見込まれております。

中部縦貫道路福井側の事業化に伴う、現在は、余り福井県側から岐阜県側を訪れる人は少ないと感じているが、この事業が完了すると、人の行き来が盛んになり、産業振興、人と人との交流など、活性化が図られると思います。2つの道路が接続する白鳥インターなど、有望な場所であると考えますが、例えば民間が主体となって、というのは都市機能とか、地元有志そうした合流の中で、事業を起こした場合は、市はどのような支援をしてもらえるのか、全くその開発の可能性がないのか、東海北陸自動車道の4車線化と、中部縦貫自動車道の開通を見越して、ハイウェイオアシス的な、余り大きなものではございませんが、例えば三重県の伊賀市のモクモクファームとか、ああいうような農村公園的な道路を活用した産業振興ができないのか、お尋ねしたいと思います。

特に、まちの中におかれましては、非常に産業や経済あるいは、勢いが厳しいということで、希望、元気がないような感じもいたします。

何かあれば、これを1つの大きな起点にして、将来の夢お越しができないかと期待をするものがございます。

非常に難しい点があるわけですが、どういう条件をして、あるいはどのような財源を準備すれば、市も県もある程度対応する、あるいはこういう内容で、農地を活用できるが、山とかそういうものを中心にしてやればいいのか、何か一つ方策があるかと思います。

恐らく7年12月には、中部縦貫道もこちらに来る見込みでございます。

先般も大野市にお邪魔いたしまして、減反をお伺いいたしましたが、資料をいっぱい持って参りましたが、非常に向こうのほうでは、もうそういった準備を和泉町というんですか、和泉村ではそういう準備を始めてる。

そして、大きな期待を持ちながらやってみえますので、ぜひとも前向きに御検討をいただきたいと思いますが、それにつきまして、見通しをお伺いしたいと思います、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、2つ今御質問があったと思います。一つは、民間が土地を、開発事業を起こす場合の市の支援という点が一つでございますし、また将来的に見て、東海北陸自動車道の4車線化、あるいは中部縦貫自動車道の今後の開通を見越して、何がしかの研究ができないかというようなお話の2点やったと思います。

まず、前題につきまして、民間の方が土地開発事業を行う場合につきましては、規模によりますが、個別法による協議の事項がございます。これは、認可でありますとか、届け出でありますとか、申請でありますとか、そういったものですが、基本的に土地の開発と申しますのは、その土地の開発につて是非を問うものじゃございません。

考え方といたしましては、民間がおやりになるいろんな開発事業に対しまして、秩序ある開発、

あるいは適正な開発へ国・県・市が、誘導していくものというふうにして御理解いただきたいと思
います。

例えば、都市計画法の開発協議でありますとか、それから自然環境保護条例、あるいは景観条例、
あるいは臨時開発の協議でありますとか、また、法定外公共物、赤線、青線の機能交換であります
とか、そういったような協議が必要になってきますが、これまでもそうでしたが、今後につ
きましても、庁内で連携会議を持ってありますものですから、そういうところで、開発をされる
場合に、どういった方向で、といいますか、実情ある開発ができるかということで、御指導申し上
げますし、また、ご支援も申し上げていきたいということは、思っておりますので、よろしくお願
いをいたします。

それから、資金面というなお話でしたが、現行では工場等設置法がございますので、
そちらのほうを活用をしていただくようなことになろうかと思えますし、また、県につきましても、
そういったような補助金を持っておるといこともございますものですからそういった折には、具
体的に御相談をさせていただきたいというふうにして思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

それから、もう一つの自動車道の中部縦貫自動車道、あるいは東海北陸自動車道がいよいよ4車
線化して、結節した場合でございます。

これについては、今議員おっしゃられますように、経済の波及効果というのは非常に大なるもの
があると思えますし、また物流、物の流れ、あるいは人の流れというものも大きく変動をしていく
だろうと、変わっていくだろうと、ということが想定をされます。

産業のみならず、文化の交流ということも、これからどんどん変わって行くだろうというこ
とは、想定をしとるところでございます。

一つの事例といたしまして、モクモクファームというなお話も、農村公園というなお話
もあったと思えますが、そういったものにつきましては、まずは、農業観光施設といたしましては、
市のほうも出資をさせていただいております牧歌の里、ああいう大きな施設もござい
ますし、先ほど市長さんのほうからお話ございましたあゆパークの計画の検討も今なされてお
って、近々実施に向けてといったことも、進んでおる最中でございます。

まさにこの2つの施設というのは、いわゆるインターから5分、10分圏内という非常に有利な高
速道路活用した、高規格道路活用した有利な施設になろうかと思えますものですから、ま
ずは庁内を連携いたしまして、そういった施設の最大限活用する方法を駆使してまいり
たいということは、今一つ考えておるところでございます。

なお、全体的にどういったランドデザインが描けるかという部分につきましては、やはり現在
市のちょうど将来構想、それからそれに付带的に総務計画のほうも策定中なわけござ
いますから、

そういった観点からやはり、その中でもって、研究あるいは検討をしていくべきものだというふうにして思いますので、よろしく願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。確かにこれは公共性もありますので、法律的な問題やら、許認可の問題もたくさん出ると思うんですが、あんまり、牧歌の里ほど大きなものじゃなしに、もうちょっと大衆的なもので、ぼちぼち広げていくという感じで、そういう意味からできれば、こういった専門家的なものを入れて地域のアクセス道路を含めた総合診断をするというような機会が持てないかと、当然関係者も必要だと思いますけれども、それによって県との関係、国道を初め、地域の農業振興の関係含めた、そういう専門診断をするというようなことが必要だと思います。

先般も実は、大野市に建設を調べてきましたが、確かにこの自動車道の成果効果と言うものは大きいと、簡単に申すと全体的には、福井県としては、1兆円規模の効果があるんじゃないかというようなこともいわれておりますし、また生産誘発の4,240億円ほどの企業が来たり、産業、観光ということも計算されています。またそれに対する雇用も3,900人くらいは望めるということでございまして、経済効果は5,200億円くらいあるんじゃないかというような計算でございまして。

また、大野から油坂を通過して白鳥の距離も大体14キロくらいでございまして、交通量が1日、見込みとして、4,900台くらいは将来的には来るんじゃないかというような感じでございまして。

現在、用地取得が54%くらい進んでいるということでございまして、これが貫通すると、御案内に白川村や高山へ3時間、高速で進入ができるというようなことで、これで新幹線が来たりして、富山や金沢あたり、地価が日本一上がったというように聞いておりますが、そういうような効果があつて、岐阜県と福井県が近こうで遠いような感じでございまして。

今度は、それができますれば、当然トンネルの開通で快適で、除雪は余り必要がない、災害時には防災、医療関係はスムーズにいく面もあるやろうと、というような期待もされております。

ただ、向こうの会社も一応、利用したり、海水浴に行けるというようなことで、こっちからは結構行くことがあるんだけど、向こうからこちらに訪ねてくることは比較的少ないと。これを何とか今のうちに、確保できるような方策をしっかりとってもらえんか、そんなことをお思いますし、それに関連して、企業の誘致もできるんじゃないかと、期待をいたしております。

そんなことも思いながら、担当者としての部長さんの感想を聞きながら、一つ御指導をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 産業という点から申し上げますと、今議員御指摘のとおりだと思っ

ておるところでございます。

現実には、今回補正でお認めいただきましたように、白鳥の大島地内での工業団地の候補地としての調査といったことを、進めておるところでございます。

先ほど、申し上げましたように、いろんな効果というものは期待できますし、また、大野市さんのほうで既にもう検討されておるといったことを、今伺いたいしまして、郡上市につきましても、そういった点については、今後研究をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 自動車道ではございませんので、しばらくは高速料金は免除になるかや、そんなこともありまして、交通量も、確かにいい面はあると思いますし、先ほどいいましたように、物産センターや、あゆパークも含めて、地域の開発を、郡上全体が潤うような方策をお願いしたいと、こういうことを申し上げておきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

次は教育問題でございますが、今までも出ておりましたので、簡単にそれも聞きたいと思います。

小中学生がおおむね3,500人程度だと思っておりますが、10年たつと3分の1くらい減る。1,000人以上減るといふ勘定をいたしておりますが、その中でいろいろ部活動なり真剣にやってもらったわけですが、特に、スポーツ関係につきましてお尋ねしたいと思っておりますが、生徒の練習にいたしまして、1つの学校ではクラブができないという現象が大分出てきておまして、合併なり合流なりせざるを得んと。

そうすると、したがって、指導者やあるいは父兄の負担がかなり出てきて、各大会に出るたびに、あるいは代表で、県大会を初め、各方面に行くときに、先般もございましたが、県大会や全国大会とか、その正規の場合は多分出るんだと思うんだけど。一般的な大会には、なかなか対応が難しいということを聞いております。

その反面、減免対策や管理関係のことにつきましては、それに財をやっていただきまして、喜んで使わせてもらっているんだと思います。そういう派遣関係の補助金を、ほかの市と比べてどうなのか、あるいはもう少し代表でいく場合は、正選手以外にもあるいは指導者とかというようなことにも配慮はできないか。そんなことを一つ思うわけでございます。

そして、さらに成績を上げてもらおうと、そしてスポーツ振興で、健全な青少年の育成を図っていただくということが大事かと思っておりますが、それにつきまして、現況と意見を聞かしてもらいたいと思います。教育長さんよろしくお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは部活動を中心にしてお答えをさせていただくことになると思いま

すので、まず、部活動で中体連に限って全国大会あるいは東海大会への出場の場合には、旅費それから、宿泊費を全額補助しております。これは、生徒もそうですが、引率の教師に対してもそういう額を支給しておりますし、また練習相手として、どうしても必要なという場合には、例えば、これはニーズも変えられますけれども、補助をしております。教師の場合は引率旅費という形になりますので、私費全部がというわけじゃありませんけれども、いずれにしても個人が負担をするということはないというのが現状です。

それから県大会の出場につきましては、基本的にスクールバスあるいは委託をしている業者さんのバスということで、輸送しますので、生徒の負担というのはありません。

ですから、東海大会、全国大会については、ほぼ全額を補助しておるといふことと、県大会については、スクールバス、借り上げの委託のバスということですから、中体連の大会に限っていえば、保護者の方の負担というのはないというふうにして考えております。

ただし、スポーツクラブ等で行われる場合には、これは市のほうが補助するということは原則ありませんので、中体連大会という前提でのお答えになるというふうに思います。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) わかりました。正規の県大会とか、そういうのは確かに十分貰っていると思います。それで各大会の場合に、1位は県大会と、2位は民間の大会とかいうようなことがございまして、行くもんにしてみれば、差別っていうか、資格があるということになる場合があるようです。

それで、その辺が確かに公式なことに思いますんで、一概に言えませんが、検討してもらいたいことかもしれませんが、父兄にしてみますと、ちょっと御意見があるということもありますので、その今後ともひとつ御検討をお願いしたいと要望をしておきたいと思います。

2つ目に高校問題でございますが、先般も出ました。県立高校が2校郡上にございまして、いろいろ生徒の現象からいろいろありまして、県のほうで検討を始めていると。郡上でもいろいろ関係者によって相談してみえるといことを伺いました。

しかしながら、地元や同窓会、PTAはなかなか声がかかりそうで、かからんし、かかっても難しいという点もございすけども、こういう機会に思い切った発想をしながら、特色の研究をしてもらうのはいかがかと思うんですが、例えば、今一貫教育をやってもらっているんだけど、中学校と高校の、この連携を例えば北校の場合を一つだけじゃなしに、もうちょっと広めてもらうだけに、中学校、小学校も違つとるか、いう方法と、2つ目は、一応中学校と高校で6年間あるわけなんで、連携なった場合は、素人考えですけども5年でおおむねしまえて、1年間は就職なり、進学なり、技術の取得なり、資格の取得なり、そういうふうな感じで勉強をできれば、学校としての個性が、

特徴が出るんじゃないかなというようなことも考えていますが、それは簡単にはいかないと思いますけど、6年間の間の授業の仕方をちょっと研究をしてほしいと思います。

2つ目は、これで全く突飛な話だけれども、近くの高校で、私学の関係で立派にやってみえることがございます。

そういう企業の学校も将来的に研究をしてもらうことができないか、先般出ましたスキーの学校とか、ゴルフの学校とか、あるいは一般の地域の特性がある科目の学校を、将来的に研究をするというようなことを幅広く考えてもらいたい、というような気もいたします。

これは大変なことだと思いますけども、これを機会に大いにひとつ議論を広めてほしいと、そんな希望をいたしますが、ご感想を承りたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 連携型の中高一貫教育については、現在郡上北高校と白鳥中学校の間で行っておりますけれども、これを例えば高鷲中学校、大和中学校に広めたらどうかというお考えもあるのかというふうに思いますが、連携型で、例えば合同で、何らかの活動をやろうとすれば、距離的に非常に問題もありますので、そういった点から考えると、今後仮に広めていく場合には、幾つかの条件を整備した上で、実施をしていくということになるかと思えますし、また、郡上高校とほかの中学校との連携型の中高一貫教育についても、同様に研究はすべき課題だろうというふうに考えております。

ただ、今の2つの考え方も共通するのは、中学校と高等学校の指導の計画、これを6年間継続していくような形での計画を立てるということが、必要になってくると思います。

ただし、これは学習指導要領が、中高それぞれ教科の編成も含めて違いますので、そこら辺の調整というのは、かなり難しい問題があるかというふうに思っております。

また、私立の学校も含めた、例えば6年間の内容を5年間でということにつきましては、現在公立の学校については、それぞれの学年に必要な学習指導要領に準じて行っておりますので、いきなり6年間の内容を5年間でということについては、やはり無理があるんだろうというふうに思っておりますし、郡上市の場合、児童生徒数の関係もありますので、公立の学校がきちんとした授業をやり、充実した教育活動を進めていくということを基本にしたいというふうに思っております。

（7番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 鷲見馨君。

○7番（鷲見 馨君） 大変それぞれ熱心に御回答いただきまして、ありがとうございました。

高校の場合は、あくまでも県立でございますので、余り差し控えはできませんけれども、地元地域のことも検討しながら、参考までに一つ御指導や御希望をいただきたいとそんな希望を申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で鷺見馨君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時50分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◇ 古川文雄君

○議長（尾村忠雄君） 10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 失礼をいたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、主に2点につきまして質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

観光関係の1点目でございますけれども、ことしの春から9月上旬までの市内に訪れた観光客の状況、そのうち、宿泊者数の状況と経済効果についてでございます。

ことしの春から9月までの市内を訪れた観光客の状況と、ことしの郡上おどりへの観光客の実績はどのようであったでしょうか。また、そのうちの宿泊者数の状況と経済効果はどれほどで、あわせて、昨年度対比はいかがだったでしょうか。ことしの春から北陸新幹線が開業となりまして、郡上市での新幹線の開業効果はどれほどであったでしょうか。

1点目、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 御質問の今春から9月までの市内観光客の状況について報告を申し上げます。

まず、観光客の状況でございますが、入り込みの客数は、現在までに4月から7月までの観光客を今集計しておるところでございますが、8月以降分は今調査中でございますもんですから、4月から7月末ということで御報告を申し上げたいと思います。

4月から7月までの数値につきましては、入り込み客数が154万2,000人程度でございます。前年度の対比は99.1%ということで、ほぼ横ばいの状況となっております。

それから、特に宿泊客数の御質問でございますが、これにつきましては、宿泊客数につきましては年間一括調査でございますもんですから、平成27年の中間では集計をしておりませんもんですから、これは御容赦いただきたいと思っております。

次に、経済効果の点でございます。

直接に市のほうが経済効果を分析というのは、まだやっておりませんもんですから、県の岐阜県観光入り込み客数の統計調査結果といったほうから類推をして、経済効果を算定をしてみました。

平成25年の岐阜県の調査分析によりますと、日帰りのお客さんの観光消費額が1人当たり3,780円、それから、宿泊のお客さんの消費額が2万6,522円で、もう1点は、日帰りのお客さん方がお一人で、平均1.83カ所を巡っておられるというものでございます。

したがって、この数値を仮に用いてみますと、郡上市に4月から7月まで来られたお客さんが154万2,000人で、1人当たり1.83カ所を巡られるといたしますと、実数は割り算しますと84万2,000人が4月から7月に訪れておると。これに単価の3,780円を掛けますと、31億8,000万円が直接の消費効果と言えます。

先ほど申しましたように、宿泊客につきましては、残念ながら、まだ数字を把握しておりませんもんですから、これは申し上げることは御容赦いただきたいと思えます。

次に、北陸からの来客状況です。

これについては、地域ごとの来客数につきましては、今現在、カウントはしておらん状況でございます。ちなみに、昨年の平成26年8月から10月の3カ月のデータを観光連盟がビッグデータを使って分析をしております。郡上市の観光客の発地別状況を見ますと、東海地区からの来客が77.4%、それから、甲信越・北陸からの来客は9.9%と、約1割が郡上市のほうへ訪れておられるという状況が見てとれます。

新幹線開業からの高山市への流入が非常に多ございます。金沢、それから、白川・高山ルートというのが、前にも高山市の商工観光部長とお話する折に、やはり、倍増に近いほどの量が流入してきておるといような話を聞きました。そのうちの何パーセントかが、やはり、高山・郡上というふうにしておいでいただいておりますもんですから、開業による効果っていうものはあらわれておるものというものは推察をされます。

ちなみに、現在、そういうことを考えまして、地方創生の先行事業でもって、首都圏と、それから、北陸での誘客宣伝を行っております、例えば、金沢駅や富山駅でのポスターの貼り出しとか、それから、北陸の新聞社への、3新聞の広告でありますとか、雑誌への広告でありますとか、北日本放送のラジオのCMでありますとか、先般も市長さんにも行っていただきましたラジオ番組、あるいはイベントを通したPRでありますとか、特に、高山へ行って見ていただけるとおわかりかと思えますが、高山駅のバスターミナルに郡上の宣伝を、ことし、試行的に出ささせていただきます。また、ごらんいただければと思えます。

最後に、郡上おどり・白鳥おどりの人数ということでございます。

何度かお話ししておるところでございますが、ことしにつきましては、大変好天に恵まれましたもんですから、期間中の合計が、郡上おどりについては32万100人の人出でございます。それから、

雨の日が多かった前年に比べまして、6万9,100人の増といったところで、大変多くの方に来ていただいております。

また、白鳥おどりにつきましては、期間中で6万900人、昨年対比5,300人の増加ということでございますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今後とも、大いに入り込み客がふえるよう御努力をお願い申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、観光関係の2点目でございます。

市内の宿泊施設の現状と民間活力と連携した宿泊施設の整備方向についてでございます。

郡上市内への多くの観光誘客の趣旨から考えますと、市内の宿泊施設がかなり不足していると思われませんが、現在、種類別の宿泊施設数と宿泊可能人数はどのような状況にあるのでしょうか。

郡上市には、春の新緑、夏の踊り・鮎釣り、秋の紅葉、冬のスキー・スポーツ合宿等々、年間を通じて629万人の方が訪れておられます。市内の宿泊施設別の年間の宿泊人数は、どのような状況にあるのでしょうか。

2008年の郡上市において開催されましたワールドカップスノーボード大会においても、市内の宿泊施設が十分でないために、郡上市内での宿泊が少なく、そのときの大半の宿泊者が高山市の宿泊となりまして、そのことを踏まえ、宿泊施設の整備、充実が早期に望まれていたというふうに思っております。

古田知事さんからも宿泊施設整備の取り組みの必要性を、市に大いに期待をされているとお聞きをしておるところでございます。

年間629万人もの観光客が郡上にあるということは、宿泊に誘導できる人数がかなり見込めるものというふうに思います。日帰りの観光客のみでは、観光消費額にも限度があるわけでございまして、宿泊による観光消費額等、経済効果には大なものがあるというふうに思っております。

そして、新たな宿泊施設建設によって、雇用面におきましても大きな効果が見込まれ、期待がされる場所であるというふうに思っております。

先日、若鮎会の懇談時におきまして、市内一番のスキー場の社長さんと懇談する機会がありました。そのときに、社長さんとしましては、郡上市内の宿泊施設整備に向けて必要性を訴えられましたとともに、宿泊施設建設に大変意欲的であることを伺いました。

宿泊施設の整備が強く望まれ、ぜひとも市と民間活力とも連携して、郡上市の工場等設置奨励金制度のメニューにも、宿泊施設整備が設置奨励金に該当すると思われまますので、民間の方々にもこ

の制度を大いに活用いただき、固定資産税の減免等も活用し、行政と民間活力と連携した宿泊施設の早期整備について強く望まれますが、市長さんとしていかがお考えでしょうか。

郡上市において、過去のワールドカップの教訓を生かして、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピックに向けて、先日の新聞報道によりますと、岐阜県知事から岐阜県へのオリンピック選手誘致を表明をされておるところでございます。

郡上市もそのことをチャンスとして捉えまして、宿泊施設の整備を行うことによりまして、郡上市への幅広い経済効果、産業振興、雇用の増加も貢献できると思っております。

今こそ、将来に向けまして、宿泊施設整備、充実は、郡上市の重要な観光施策であるというふうに思っております。宿泊施設整備の取り組みは急務であると考えます。

将来へ向け、宿泊施設の整備目標数と年度別整備計画を立てて数値にするとよいと考えますが、市長さんは宿泊施設整備に向けての取り組みと、あわせまして、現在、郡上市としては総合計画を策定中でございますので、ぜひとも、その総合計画の中に、この宿泊施設の整備計画を盛り込んでいただいて、あわせまして、現在、合併特例債は、まだ、有効に使われる期限も残っておりますので、それも踏まえまして、総合計画にぜひとも盛り込んで進めていただきたいと思いますが、そのことにつきまして、どのように市長さんはお考えでしょうか。御所見をお伺いいたします。1点目どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、私のほうからは、現在の宿泊施設の状況でありますとか、それから、経済効果についての現状について、御報告を申し上げたいと思います。

まず、観光入れ込み客につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように629万人でございますし、それから、市内の宿泊客数につきましては、26年には44万5,000人程度となっております。

これは、類計の数字でございますが、先ほど議員のほうから、各施設別の内訳というようなお話がございましたものですから、施設別に県の集計を御報告申し上げますと、ホテル、旅館、民宿の関係につきましては27万8,000人の実数を数えております。それから、キャンプ場につきましては7万4,000人程度の実数を数えております。

ただ、これは施設の未回答部分もございますものですから、これに県のほうが計数を掛けまして、44万5,000人という数を類計しておるという状況でございます。

次に、施設数の関係でございますが、先ほど申しましたように、ホテル、旅館、民宿は、合わせて166施設ございます。この166施設のうち、宿泊可能性人数は、この施設で7,890人までが収容可能というふうにして調査をしておるところでございます。

なお、キャンプ場、コテージにつきましては、17施設というふうになっておるところでございます。

す。

次の点でございます。

先ほど議員御指摘のとおり、郡上市の中でどれぐらいの宿泊が外へ流れておるかといったようなことではございますが、先ほど申しました観光連盟のビッグデータの調査を行いましたところ、郡上市を訪れてどこで宿泊するかといったような調査項目もでございます。

まず、岐阜県内では、やはり郡上市という答えがあるんですが、多くは、やっぱり高山市、下呂市、岐阜市といったところへ流れておるようでございます。それから、県外では、名古屋市、金沢市のほうへ宿泊客が流れておるというものでございます。

なお、その次に経済効果というようなお話があったと思います。

これも、県の先ほどの観光入り込み客数統計調査結果といったものの計数を援用いたしまして計算いたしますと、例えば、入り込み客629万人が1.83カ所を周遊されておるということで計算いたしますと、実数が343万人になります。これに、単価3,780円を掛けますと、まず、日帰りのお客さんが129億9,000万円の消費効果があるのでなかろうかということが類推できますし、また、宿泊が44万5,000人ですから、これは、県の調査では、1人当たり平均1.13泊しておられると、連泊もございましてから、それを割りますと、39万4,000人が実数人数といえるんじゃないかならうかと。この実数人数に、単価2万6,522円を掛けて見ますと104億5,000万円。

したがって、日帰り客129億円に対して、宿泊客104億円でありますから、相当、宿泊客の消費効果というものは高いものがあるということが類推できるものでございます。

次に、宿泊事業の特性ということで、特に、郡上の場合は季節変動が大変大きいということで、真夏の郡上おどりシーズンについては、八幡町内、あるいは南部方面のホテル、旅館が満室になりますし、また、逆に北部については、スキー、スノーボード客により、冬場繁盛しておるということが見てとれます。

さらに、この課題を客室ということから、今度は質という点に、大変言いにくい話ですが申し上げますと、冬場と夏場の季節変動が激しいということから、なかなか上質なものを、サービスを訓練して提供するまでには至らないというのは、やっぱり、一番大きな課題でなかろうかということがございます。

それから、訪問される方に聞きますと、やはり、高級のリゾートホテルを求められる方もありますし、また、リーズナブルな、本当に民宿でという方もお見えですから、そういったバリエーションがやはり不足しておることがございますし、もう一つは、特に、外国人が求められます室内のバス、トイレ、インバス、イントイレ、それから、大きめのサイズのベッドが少ない、ないといったことがございます。特に、国際観光ホテルは、市内に1軒しかないといったことから、先ほど御指摘がございましたように、ワールドカップをやっても、なかなか外国の選手さんが泊まる施

設がなかったというのは、そういう点もあろうかと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、郡上市の宿泊施設の状況は、商工観光部長が御答弁申し上げたとおりであります。

数からすると、これがまんべんなく稼働するということであれば、かなりの宿泊のキャパシティを持った地域だというふうにも考えることもできるかと思いますが、ただいまお話がありましたように、非常に季節性を需要がもっているということや、あるいは、その中身、宿泊施設のいわば内容が、必ずしも今のいろんな観光客のニーズに十分合ったものであると言いがたいものもあるということだと思えます。

それは、いろんな若い方々の個室のニーズといったようなことや、あるいは、また、端的に言えば、外国からのお客様に対してのニーズに応えられるような施設がなかなかないというようなこともありまして、郡上の観光客向けのこうした宿泊施設というのは、これからいろんな課題を抱えているというふうに思っております。

その中で、御指摘のありました2019年度のラグビーの世界カップ、あるいは、2020年の東京オリンピックと、そういったときの、特に、外国からいらっしゃったチームの、いわゆるキャンプ地というようなことの可能性というのもいろいろあるわけにありますけれども、これらにつきましては、例えば、ワールドカップラグビーにつきましては、具体的に出場チームのキャンプ地としての、どのような施設要件を満たす必要があるかというようなことについては、概略、今、だんだんわかりかけてはきておりますけれども、まだ詳細には、例えば、ホテルのグレードなどがどの程度のものが必要かというようなことについては、まだ、いまだはっきりしないわけですが、恐らく、年が明けて、そんなに遅くない時期に組織委員会から示されるだろうというふうには思っております。

それに先駆けて、この10月に、ことしのロンドン大会のラグビーの大会の施設状況、そんなものを組織委員会が企画をいたしました現地での実地調査、海外視察へという形でイギリスへの調査へ行く企画がございますので、郡上市といたしましても、教育委員会のスポーツ振興担当課長をその海外調査に参加をさせまして、いろいろ詳細は現地も見ながら調べてきたいというふうに思っております。

ただ、例えば、ラグビーのそういった公認のキャンプ地につきましても、私も東京の組織委員会の事務局へ行って確認をしてきましたけれども、そういう自治体なり、地域の要望に応じて手を挙げていただいたものについて、それが公認のキャンプ地であるかどうか、それに値するかどうかの認定はすると。

しかし、そういうものの中から、必ずどこかの出場チームにそれを割り当てて、使用、利用を保障するものではないと。あくまでも、それはまた、それを誘致する自治体なり、その地域と出場チームとの、いわば合意に基づくものだということでもありますので、このためという形で、例えば、民間に相当無理な投資をしていただくということも一定のリスクはあるだろうというふうに思っております。

先ほどお話がありましたように、現在、特に、スキー場等の経営者の中には、宿泊施設等をそう遠くないうちに整備をしたいというお考えの方もおありでありますので、そうした方々の意向を十分お聞きをしながら、もし、そういう、例えば、ラグビーやオリンピックのそうした公式のキャンプ地に必要な宿泊施設として活用できるような、そういうホテルというようなものが、そうした方々の御協力でつくれるというようなことであれば、やはり、そのような実現について努力をしていきたいというふうに思っております。

今のところ、私としては、先ほど合併特例債というお話が出ましたけれども、市が直接投資をしてホテルをつくるということは、当面のところ、考えているところではございません。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたります御答弁で、前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。

いずれにしても、郡上市へ訪れていただける方だけで629万人もの方々が訪れておっていただいておりますので、いかにその方を宿泊へ誘導していくかということは、非常に重要なことであるというふうに思っておりますが、そのためには、やはり、何と言いましても、その宿泊施設が不足しているというのが現状でございますので、民間と連携をとりながら、ぜひとも、早急に宿泊施設を整備、増設に向けて取り組んでいただきたいと思いますけれど。

今、合併特例債については、市としてはというお話がございましたけれども、せっかく総合計画を策定される時期に入っておりますので、何らかの形で、ぜひとも盛り込んでいただいて、宿泊施設の整備が実現できるような施策を計画の中に取り入れていただけるとありがたいと思っておりますし、せっかく、民間の方々もかなり意欲を感じていますので、ぜひとも、その計画の中に盛り込んでいただけて、実現に向けていただけたらありがたいと思っておりますが、市長さん、その辺はいかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま申し上げましたように、民間の方で、特にスキー場等の経営者の中には、高鷲地域等において、現在のこういうスキー客等に対する、あるいは、高鷲の場合はリゾート地としても1つの可能性がありますので、そういう需要に応えられる宿泊施設をつくりたいと。

これは、その企業のスキー場の方の独自の思い、そういうものの中でお考えの構想であります。

ひいては、それが郡上市の宿泊施設の質、量ともに充実資するものでもあるというふうにも私も思っておりますので、できる連携というものはどういう形のものがあるか、十分、先方の御計画等もお聞きをしながら、そのような計画ができるだけ早い時期に実現をするように、私どもも連携をしてみたいというふうにも思っております。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。

いずれにしても、郡上の重要な観光産業の中での宿泊施設整備というのは、非常に、郡上の振興、発展に、経済効果も大きく見込まれ、期待もされておりますので、今、市長さんが言われましたように、ぜひとも早い機会に整備、充実が実現できますようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。お願い申し上げます。

それでは、3点目の文化財の関係の質問の1点目でございますけれども、文化財施設の高齢者、障がい者のためのバリアフリー施設の整備についてでございます。

高齢化の進行と障がい者の増加とともに、文化財関係施設の入館者の大半が高齢者でありまして、文化財施設のバリアフリー化が強く望まれているところでございます。特に、美並の円空ふるさと館は昭和63年に建設されておりますし、資料館は平成2年に建設されておるところでございます。建設当時から現在までにおいて、バリアフリーのための施設整備は行われていない状況にあります。

現在、施設の入館者の大半、もしくは、ほとんどの入館者は円空関係の愛好者の方々が中心で、その多くは高齢者の方々であります。その方々が入館される際には、そのつど入館者への介助等の支援を職員の方々が行われているのが現状であります。

そのような状況を踏まえ、早期に円空ふるさと館及び資料館の高齢者、障がい者のために、施設の入口である施設玄関前の石段部分のバリアフリーの設備整備が早急に望まれます。

また、円空さんの関係上の取り組みにつきましては、岐阜県円空関係市町村が連携しまして、岐阜県の偉人である円空さんを守り、盛り上げていこうということで活動しておるところでございます。昨年来、円空友の会を結成しまして、各地区の円空のPRを行い、まずは、東海地方に向けまして、円空ふるさと館の入館者、郡上市への観光客がふえるように取り組んでおるところでございます。

また、昨年来、県の観光交流推進局におきましても、岐阜県が円空さんを観光資源として活用するため、県内の円空物の調査と観光資源との連携調査が行われました。円空のふるさと、岐阜として、岐阜県をPRするツールとして、県内の円空仏を紹介する観光客向けパンフレットが作成されてPRをされております。

そのような岐阜県の取り組みからも、今後、さらに円空ふるさと館への入館者がふえることが予想されます。早期に円空ふるさと館、資料館の高齢者、障がい者のための施設内のバリアフリー整備を要望いたします。

なお、この要望は、入館者をはじめ、地域の方々から大変要望が強く、私の一般質問でも、平成23年にも同じ質問と要望をさせていただいておるところでございます。改めまして、教育長さんに整備要望を申し上げ、御所見をお伺いいたします。あわせて、現在の郡上市内の主な文化財施設のバリアフリー施設の整備状況はいかがでしょうか。

3点目、よろしく願いを申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、文化財施設の御高齢の方や、それから、障がいのある方のためのバリアフリー化についてお答えをいたしたいと思いますが。

市内の博物館等の施設については、御高齢の方、あるいは身体障がい者の方について、利用しやすい設備になっているという状況では、率直に言って、なっていないというのが現状でございます。

車椅子で支障なく見学できるという施設は、大和のフィールドミュージアム等を含めて3施設程度でして、ほかの施設は、展示室に至るまでの間に階段等があつて、見学等をしていただくには支障があるというのが現状です。

現在、比較的支障なく利用できる施設としては、和良の歴史資料館、それから、大和フィールドミュージアム、そして、白山文化博物館。ただ、白山文化博物館のふるさと生活展示室については、階段がありますので、十分ではないというふうです。

それから、車椅子では支障があるという施設については、郡上八幡楽藝館は、2階への展示室までの間に階段がございますし、それから、美並のふるさと館については、玄関までと、それから、2階までの間のそれぞれ2カ所、階段がありますので、これについても、車椅子では支障があるという現状です。

また、明宝の歴史民俗資料館については、玄関の段差、それから、2階への階段、こういったものが支障があるというふうに捉えております。

そこで、美並のふるさと館ですけれども、この館については、やはり、見学していただくには支障の度合いが非常に高いというふうにして考えておりますので、特に、玄関までの屋外の階段と、それから、円空仏を御見学いただくための屋内の階段というのは、先ほど古川議員もおっしゃったように、現に支障があるということです。

そこで、玄関までの階段につきましては、スロープ、あるいは、補助設備の設置、屋内の階段については、椅子式の階段昇降機等々の整備が考えられますけれども、おれらは、いずれも非常に多額の費用がかかるものですから、現在のところ、まだ着手しているというような状況ではありませ

ん。

それから、こういったものを仮に設備しようとしますと、建築基準法とか、消防法といったことの関係もございますので、慎重に検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それで、どういう対応を近々にできるのかということですが、今も職員の方に、補助的にいろいろお手伝い等をしておっていただきますけれども、今後につきましては、補助的な器具等で対応できるものがないかということについては、検討していきたいと。

しかし、全体的に見学しやすいという設備をするには、施設の大規模改修のときに全体を考えていくというふうにするということでない、現状のところでは、なかなか難しいのではないかと、うふうに私は判断をしております。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして、前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。

いずれにしても、長年の関係各位からの強い要望でございますので、早期に着手いただきまして完成をいただきますよう、どうかよろしくお願ひしますとともに、これにつきましても、やっぱり予算が伴うことでございますので、特に市長さんに置かれましても、この関係、特に、御配慮を賜りますようお願い申し上げますとともに、あわせまして、早期にこのことが完成いたしますようお願い申し上げます、この件の質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

4点目でございますけれども、文化財施設内の外国語の説明表示についてでございます。

近年の郡上へ訪れる外国人観光客が急速にふえつつありますが、市内の各分野においても、外国語表示が取り組まれておるところでございます。

今回の私の文化財施設のバリアフリー整備と合わせて、外国人観光客入館に向けまして、市内の主な文化財施設、美並ふるさと館、古今伝授の里、白山文化博物館等の施設内での外国語の説明表示がぜひとも望まれますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 外国人の皆さん方のための説明表示ですとか、案内表示といったことについても含めてですけれども、先ほどのバリアフリー化も関係しますけれども、まだ、市内の文化財等の施設については、全ての人が利用しやすいという設備の状況にはなっておりません。

この辺は、大変申し訳ないことだというふうに思っておりますが、特に、博物館、資料館についての表示については、場所、それから、施設名、こういったものについての案内が数カ国語で表示できるようにするというをまず第一歩というふうにして捉えております。

それから、文化財そのものの説明表示につきましては、特に、例えば、宗教にかかわることですとか、あるいは、精神文化に由来をするといったことがありますので、特別な用語を使うということがあります。したがって、現状では、それを全てわかりやすい数カ国語の表示にするということは、少しまだ時間がかかるというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように、案内表示等を数カ国語に表示するということからスタートして、それぞれの展示物等についての説明表示について、外国語で表示ができるようにしていきたいと思っておりますが、そういった、ひとつの間になるかと思えますけれども、パンフレット等の説明については、できる限り、外国語の表示も取り入れていながら、外国のお客さんが見えになったとしても、その説明書を読んでいただいて、その内容が御理解いただけるようにはしていただきたいというふうにして思っております。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） どうもありがとうございました。大変前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後、外国人の観光客の方々が、日本の文化に触れられる機会がますます多くなると思っておりますので、今、お話しいただきましたように、早い機会に説明表示をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。本当に御配慮ある答弁をそれぞれの部門でいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◇ 武藤忠樹君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、大きく3つについて質問させていただきます。

まず最初に、行政情報の提供ということで、広報郡上ほか、多くの行政情報誌のあり方とか、読んでいただくための工夫といった形で質問させていただきますが、広報郡上ほか行政情報誌は、全戸配布されていると思っております。私も、地区長を何年前にやらさせていただきました、月の初め、1日には全戸配布する資料がかなりの量でありました。

ところが議会報告会を行うたびに、その情報が市民に伝わっていない、こんな現実を目の当たりにしております。

こういった情報誌のあり方、情報提供のあり方ですけれども、1つは、多くの市民の方々の目にとまる場所、そういったものに情報誌を置くことをして、行政情報を伝えようとする、そういう努力をしていただきたいと思うのでありますが、その中で、特に待ち時間があります駅、また、金融機関、病院等々にこの情報誌を置くことはできないか、そんな意味で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、広報郡上等につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

市が発行いたします広報郡上や議会だよりなどを多くの市民の皆様にご覧いただくための最善の手段として、今、各戸配付、全戸配布をさせていただいております。お家までお届けするということが、一番大事な手段だと思いますが、これは、岐阜県の自治会の加入率というのを見てみますと、本巣市、そして、郡上市という自治体が、県下で92%を超える加入率ということで最も高いということですから、非常に多くの、ほとんどの皆様に、そういう意味ではお宅に届けていけるといふ形で、ありがたいことだと思っております。

それから、広報の関係につきまして、平成26年の3月ですけれども、市内のお住まいの20歳以上の方2,000人に、全部が回収できたわけではありませんが、無作為抽出で行ったまちづくりに関する市民アンケートにおきまして、広報誌を毎月関心を持って読んでいただいておりますかと、こういうことに対しましては、73.2%がそういうことでお答えをいただいております。

ところが、広報誌全体を一通り読むという御返事の方は51.3%、関心のある部分だけを読むんだと、こういう方になりますと19.6%、しっかり読むんだと、こういう方はわずか8.9%という結果でありましたので、今、武藤議員さん御指摘のような、私たちとしても、どのようにしてしっかり読んでいただけるかということ、日々考えているところであります。

郡上市としましては、できる限り市民の皆さんに関心を持っていただけるように、中身をしっかりとつくっていかなくてはいけないということで、掲載内容を充実し、見ていただきやすい形、目を引く構成、魅力ある誌面と、そんなことを日々工夫をしていく、そういうことを取り組んでおります。

ちょうど、今回9月号から始めた工夫の1つでは、郡上市民ギャラリーというコーナーをつくりまして、市民の皆さんの参加のコーナー、こういうものを少しずつふやしていこうってしているんですけど、自分たちが出ていることによって関心も持っていただけるし、市民参加の、市民協働

の誌面づくりというのを、ひとつ目指していきたいという話をしております。

それから、配布場所につきましては、全戸配布のほか、市役所、あるいは、各振興事務所はもちろんでありますけれども、文化センター、図書館、あるいは市民病院、白鳥病院等々には配置をさせていただいているわけでありまして、この数をちょっと数えてみましたら、市内のいろんなところに、現在でも135部お配りをしておるといことがございます。

しかしながら、今回の御指摘に伴って考えてみますと、有人駅でありますとか、金融機関でありますとか、まだまだやっぱり、ちょっと置いてあることによって見ていただくといことができであろうといところがあるといふうに取りました。

それで、できるだけ若い人に、若いうちから関心を持っていただくためには、中学校とか、高校でも、お昼休みなんかにも見ていただけるとか、図書室に置くとか、そういうことも含めて、配布をもう少し充実させていこうといことを、今回、みんなで話をしました。

それに伴いまして、配布部数の、印刷部数の増加もありますので、多少、予算のことがありますので、準備とか、あるいは、お配り先のいろいろと調査等ありますので、少しそういう研究もしまして、充実させていきたいといふうにご考えております。

(13番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

この市役所も、玄関に情報のものがいっぱい並べてあるんですけども、テーブルの上にはずらっと並んでいるだけでは、あれでは市民の方が、できれば立てて、寝ている情報誌では、なかなか目にとまらないんですけど、立ててあれば、目にとまるんじゃないかという気がして、市役所の玄関を通るたびにいつも思いますので、できるだけ立てて情報を伝える、そんなことをしていただきたいことが1つありますし、また、誌面の工夫でいろいろやっていただくんですけども、1つ提案ですが、某新聞によりますと、第1面にクイズがあるんです。そのクイズの回答は誌面をめくって探してねとあるんですが、あれに引っかかるんです、あのクイズに。そのクイズの答えを探すために、もう一遍、新聞を見んならんとということになりまして、表紙にあれがあるたびに、見つけれないと何となく嫌なんです。回答も知りたいということで。

ですから、ああいったことも、クイズを出すって、ちょっとした工夫で皆さんが情報誌に関心を持って、もう一度、目を通していただくということもあると思いますので、そんな工夫もしていただいたらと思っております。

その状況提供の2番目でありまして、インターネット、テレビであります、最近よく聞かれます。インターネットで公表しています、テレビで放送していますといわれるんですが、このインターネットとか、テレビは、情報を得ようとする人にとっては非常に有効な方法だと思います、そうで

ない人にも何らかの方法でこういったものを伝えていく、そんな必要も感じておりますが。

例えば、僕が一番最近思っているのがラジオなんです。うちの家内も、ラジオを聞きながら家事をやっています。それから、マッサージに時々行くと、マッサージ師の方もラジオを聞きながら仕事を試してみえます。

このラジオといった媒体は、仕事をしながらでも聞けるといった利点があります。テレビとか、そういったものは、やっぱり目を使いますので、どうしても仕事を休んでいるときにということになりますが、仕事をしながらでも、このラジオといったものは聞いておれるといった点があります。一番いい例が車ですが、運転しながらラジオを聞けるんですが、テレビを見ながら運転はできませんので、そういったことも考えるんですが。

最近の3.11の東日本大震災に遭われた方が、枕もとに、必ずラジオと懐中電灯を置いておく、そんなことも言われました。

ラジオといったものが、やっぱり乾電池で聞けますので停電時にもできる。このラジオの普及といったことにも、今後、何とか有効な方法をとってほしいと。そのためには、郡上市でラジオの番組を持つことは無理かもしれませんが、何とか、媒体としてラジオを利用させていただきたいという思いがしていますので、その点についての御所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 紙ベースであります広報誌等のほかに、今、御指摘のように、インターネット、郡上市のホームページをしっかりとつくっていかうということと、それから、音声告知放送、それから、皆さんにお届けする方法としてケーブルテレビを充実しようというふうなことも取り組んでおります。それから、臨時的ですが、いろんな防災情報っていうのを、メールでもお届けするというふうな時代になってきております。

そこで、今のラジオのことですけれども、コミュニティFMというのが、やはり1992年に制度化された小規模のFM局で、最大出力が20ワットということだそうです。

それで、今、お話がありましたように、東日本大震災、このときにやはり大変注目をされ、その後、脚光を浴びていると、こういうことでありますし、耳から入ってきますから、確かにそういうふうな意味では、現在、そういうツールが郡上市にはないわけですが、ひとつどうかということでも検討をさせていただきました。

1つは、この規模のものでありましても、初期投資がほぼ3,000万円以上はかかるということと、それに対しまして、当然ですけれども、それを放送していくための、維持するためのハード的なランニングコストと、それから、その番組制作に当たってのさまざまな情報を集める、そして、それをちゃんとしたニュースとして、あるいは、お届けする方法として出していくための番組制作、それから、音楽で言えば、音楽の著作権料等々かかるわけです。当然、人件費もかかってきますから、

県内で、ある資料を見たところでは、多治見とか、高山なんかはやっておりますが、市からの委託料も、その収入の大きな部分を占めておまして、数千万円という単位になってくるわけです。

そういうふうなことと、もう1点は、やっぱり、先ほどの規模ですと、郡上は非常に大きなエリアですから、大体、直線距離では、15キロから20キロぐらいのエリアしか届かないとすると、郡上の中の一部になるという面もございます。そういうことからいくと、市民の皆さんに広くわたらないということをやよりカバーしようとするれば、非常に大きな防災行政無線のような対応が必要になるということです。ちょっと経営的には苦しいコミュニティFM局の事例も多く出ていますので、現在としては、ある意味では、これから行います防災行政無線、あるいは、光インフラの整備ということをやまずしっかりやりながら、そして、もう1つ、1つの情報としましては、郡上市におきまして、現在、行っておりますケーブルテレビの整備の中で、1つは10月5日、来月からですけれども、12チャンネルで、今、郡上のケーブルテレビにコミュニティチャンネルに出させていただきますが、サブチャンネルというのができまして、もう一枠、チャンネルがふえるんです。その中で、これに合わせて番組編成を行いまして、再放送番組を充実させるとか、トピックスの番組延長が可能になるとか、あるいは、さきの番組審議会では、郷土料理の料理番組をやってくれとか言われましたけど、あるいは、気象情報をより細かく出してくれとか、いろいろとリクエストをいただいております。あるいは、INGエリアにおいて、郡上ケーブルを流させていただきますから、逆に言いますと、INGの放送を郡上全体に、このサブチャンネルで流してはどうかと、こういうふうなお話もあります。

そういうことを、ちょっと全体的に番組編成を今度行いますので、その中で、よりよいお伝えの仕方を、このサブチャンネル有効に生かしていくということは考えていきたいと思っております。

それから、データ放送の更新で、きょうの津波なんかもテロップが出ていますけれども、郡上のテレビも、ああいう方式になります。

さらに、これは一般のラジオですけど、データ放送画面から4つぐらいラジオを選んで聞けるようになるんです。テレビの画面だけどラジオが流れるというふうなデータ放送の仕様を、今、目指して準備中ですので、これはコミュニティチャンネルとは意味は違いますけれども、そういう意味で、いろいろなツールを使いながら充実させていきたいというふうに思います。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

きのうの朝でしたが、家内が家事をやりながら、ラジオ、NHKのFMを聞いておるんですけども、そこで、今度の、明日から始まる食の祭典の宣伝をしておりましたが、非常に詳しく、こう

いった内容の食の祭典ですということを、ラジオ放送ですけど聞いておまして、こういったことがラジオを通じて流れると、何気なく聞いてしまうんです。食の祭典に行ってみたくてという気が起きるような放送をしていましたので、できるだけ、目で見るとよりラジオのほうが最近いいんじゃないかなという気がしていますので、そういったことも、今後、研究していただきたいと思います。

続きまして、少子化対策と雇用であります。

郡上市内企業での雇用の取り組み、育児休暇とか、定年制のことです。

市役所でも育児休暇を取ってみえる方はかなりみえると思いますが、市役所以外の企業で、郡上市内、なかなかこの育児休暇が取れるような企業がないんじゃないかって言われる方もみえます。この育児休暇の取得、市役所しか、わからないと思いますけれども、できれば、郡上市内でこういったことに取り組んでみえる状況がわかりましたら、その現状と対策をお聞かせ願えればと思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいまの御質問は、いわゆるワークライフバランスの御質問だと思います。育児と仕事、あるいは、生活と仕事、あるいは、介護と仕事を両立させるといったことかと思しますので、そういった観点から御報告を申し上げたいと思います。

済みません。皆さん、グラフを使われますので、私もちょっと真似をして持ってまいりました。

こういったグラフ、多分、皆さんごらんになったかと思いますが、MGカーブというものでございます。詳しくは、市長公室がつくっております男女共同参画プランのほうの5ページに載っておりますわけですが、これ、どういうグラフかと申しますと、年代によりまして、就職率をあらわしたグラフです。青いのが男性です。15、19、学生が終わるとすぐ就職をして、ずっと就職をしておいて、定年退職して、だんだんと就職率が下がっていくというグラフでございます。これ、人生をあらわしております。

ところが、女性の場合は、この黄色と赤ですが、卒業しまして就職してから、下がる年代、落ち込む年代、これが、結婚とか、出産、あるいは、子育ての年代は、ある一時期、職を離れて、さらに、子育てが終わるとまた上がってくるというものです。

これは、欧米は男性に近いものですから、日本政府に対して、欧米のほうから、このMGバランスのカーブをできるだけ上に上げていけという要求が強まっているというものでございます。

郡上市の状況はここにあらわしておりますが、この女性の黄色いグラフが、国勢調査の平成2年です。それから、この赤いグラフが、国勢調査の22年です。若干、上がっておりますし、また、ちょっとこちらのほうへ移動しておると、晩婚化が進んでおるんじゃないかなろうかというものでございます。

数字で申し上げます。

まず、平成2年の国勢調査でございますが、一番落ち込んでおるのがここです。25歳から29歳の55.4%ですので、100人のうちの45の方が職を離れて、かつ、職を探してみえない方です。

それが平成22年になりますと、この赤いところの、ここがボトムになります。このボトムがどこかといいますと、30歳から34歳代までの方、これが66.5%まで回復、伸びております。55から66、11ポイント上がったということですから、100人のうちの11人は仕事を全くやめてしまわずに、職に就いたままでおられると。あとは、仕事を探しておられるという方でございます。

ちなみに、国の数字で言いますと、この平成22年の国調では、このボトムが35歳から39歳の方で62.6%ですので、国の水準よりも市のほうが若干高いということは、市のほうが若干いいふうに向いておるといことは、全体としてわかっていただきたいと思います。

1つの要因としては、結婚や出産を理由とする離職が減っておるといことがあるのではなかろうかということ、ここでまず見ていただきまして、それで、実際の数字でございます。

まず、市役所でございますが、27年度4月1日現在の該当者を人事課のほうで数字を出していただきました。育児休暇の取得の状況は、23名で、取得の平均期間が1年10カ月といったものでございます。

それから、民間の企業、これは全体は把握できませんが、ハローワークの雇用保険の関係から拾っていただきました。26年4月1日現在で、27社で実人数27名、それから、延べでいきますと347の方がこの育児休暇を取っておられて、雇用保険の対象となっておりますということでございます。27年の4月1日現在になりますと、実人数が31名ということでございます。若干、数字はふえておると。

その傾向をお聞きいたしました、取得期間は平均1年間ということと、取得される方は徐々にふえておるとい御回答をいただきました。

なお、経済懇話会では、短時間労働を認めないと、女性職員がその職場を離れてしまうといったことから、短時間勤務についても認めておるんやと、ある航空宇宙産業の会社の社長さんが言っておられました。そういう先行事例も、既に企業として出ているという状況でございます。

その次に、その対策という御質問でございます。

市としては、直接それについて対策というのは持っておらんわけなんです、県、国のほうに確認をいたしました。

まず、企業は求人を出す場合に、子育て支援という欄がありまして、そこに明記してもらっていると。求職者の方が子育てしたいんですけどというような御質問があった場合には、そちらの企業を優先して紹介しようということでございました。

また、岐阜県におきましては、前にも少しお話をさせてもらったと思うんですが、岐阜県子育て支援企業登録制度というものがございまして、これは平成19年度から行っているんですが、それに登

録をしておる企業は、郡上を見ますと、27年の3月で75社が登録しておられまして、これが、6月現在には89社までふえておることから、この事業も徐々に浸透しつつあるというものでございます。

先ほどの経済懇話会のお話とちょっとかぶるんですけど、やはり、こういったもので子育て支援企業に登録しておること自体で、顧客、職員の採用を呼び寄せることができる、PRできるというのがひとつございます。

それから、生々しい話ですけど、中小企業資金融資制度の経営合理化資金ですけど、これの子育て支援枠というものは優先的に受けられるといったこと等々がございます。

こういったようなことを、我々といたしましては、いろんな場で企業に対して周知をしてみたいと。また、国のほうにも中小企業両立支援助成金というような制度がありまして、一旦、仕事を離れられる方のかわりをやった場合に、復帰したら、その事業主に対して支援するというような大変有利な制度もございますもんですから、そういったような制度についてもPRをしてみたいというふうにして思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

ぜひともその情報を郡上市内の企業に伝えていただいて、活用していただくようお願いしたいと思いますが。

先ほど部長さんも言われました、最近、晩婚化といわれています。晩婚化すると、第3子を設けるときに、やっぱり考えられることが多いんじゃないかなということをいつも思っています。

それは、1つは60歳の定年制があるということで、第3子が成人式を迎えるころ、わしはリタイアするんやでは困るわけです。最近の雇用の形態も随分変わってきたと思いますが、昔は、専業主婦って言い方をしたら悪いと思いますが、そういった方で、働かない女性の方が家にみえるという方も多かったわけですが、最近では共稼ぎということで、子どもをつくるということになると、やっぱり、ある程度所得の減ということも考えなければならないということもありますし。

この前、市長公室長さんにもお話しておったんですけど、この3世代で住んでみえる方の割合、第3子を設ける割合と、そうでないところの第3子を設ける割合はどうですかとお話をしたんですが、やっぱり、おじいちゃん、おばあちゃんがおるところだと、第3子を設ける可能性が高いような気がするんですが、その辺のところもどうかという気がしていますので、ちょっと調べていただくとありがたいと思っておりますし、やっぱり、昔の企業にしたら終身雇用で、定額、定期昇給があつてということで、将来が読めたんですけど、最近では、能力給とか、何とかいろいろあつて、なかなか先が読めない雇用状態であります。その中で、やっぱり第3子を設けていくということに

ついて、いろいろ抵抗のある方もみえると思うんですが、少子化対策といわれますけれども、僕は、こういった視点も持って少子化対策に臨んでいかなきゃならないんじゃないかという気がしていますので、この第3子を設けることについての3世帯同居ということとか、定年後の再就職に関する対策といった、そんなこともお聞かせ願えればと思いますが、お願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 定年後の再就職という点で御報告申し上げたいと思います。

今は、希望者全員が65歳までの継続雇用制度の導入といったことで、これを企業に義務づける改正高年齢者雇用安定法といったものが施行されていることは御案内のとおりやと思います。

継続雇用や再雇用につきまして、市内の企業の状況につきまして、これも、ハローワーク岐阜八幡のほうに問い合わせをいたしましたが、なかなか、その情報はハローワークといたしましても、つかんでおらんという回答でございました。

現在、景気のほうも緩やかな回復、あるいは、少子高齢化が進む中で、必要な従業員の数や人材確保というのが非常に困難になっておりまして、我々としても、いろんな相談を受けております。

そういった中で、やはり、今後こうした働き手が人材を探すっていったら語弊がございしますが、高齢者のほうに求めざるを得ない状況がだんだんふえていくんじゃないかというふうにして思っております。

したがって、定年の延長とか、定年後の再就職、そういったものが、今後自然と増加し、定着をしていくのではなかろうかというふうにして思っているところでございます。

具体的な例を申し上げますと、自動車部品の製造構造の検品の関係で大変人が少ないということで、実は、市長さんに御面談をさせていただいた折に、社長のほうからそういうようなお話がございまして、シルバー人材センターのほうも御紹介をしたような経過がございまして、また、農業法人の従業員、これは、圃場で働く方ですが、そういったところにも、農家をリタイアされた、農家の方の高齢の方が非常に手に技を持ってみえますから、そういった方を使うことはできないかという御相談もまいておるような状況でございますものですから、どんどんとそういった枠はふえていくんじゃないかというふうにして思っております。

なお、市役所の再任用制度につきましては、これは人事課のほうからですが、平成25年度末の対象者の再任用職員は10名でございます。そのうち、短時間の雇用が4名とフルタイム雇用が6名。それから、26年度末の再任用の職員は8名で、短時間4名、フルタイム4名というふうになっております。

よろしく申し上げます。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

できるだけそういった60歳定年後の再就職にも力を入れていただき、まだまだ働いていただかないかならない年代だと思いますので、ぜひともお願いしたいということと、先ほどお話しましたように、郡上市、出生率が2.0ということですのでけれども、先ほどお話したように、おじいちゃん、おばあちゃんがおってくれる3世代同居というのは、やっぱり第3子、第4子を設ける、ひとつの原動力になるような気がしていますので、そういったことの面でも、3世代同居ということが少子化対策にもなるんじゃないかという気もしておりますので、できましたら、そういったことにも取り組んでいただくことはありがたいという気がしております。

それでは、3番目の見守り力についてであります。

前回、森のようちえんの中で、教育長から見守り力についての御答弁をいただきましたけれども、非常に素晴らしい答弁をいただきまして、その話を聞いておりまして、よく考えると、これは大人が子どもを見守るということだけでも、そうじゃなくて、こも見守り力といったものは、それだけじゃないんじゃないかということに気がつきました。

1つは、高齢者を見守るということで、その見守り力は地域に求められていることは事実でありますけれども、それ以外にも、地域で若いものを見守る年長者であり、また、移住者を盛んに募集してみえますけれども、移住者に対する地域住民の方々、それからまた、会社組織の中で、やっぱり上司が部下に対する見守り力、いろんな意味で見守り力というのは必要じゃないかなという気がしています。ここにみえる市長さん、副市長さん、各部長さん、全て上司といった立場で見守り力を発揮しとっていただくと思うんですけれども。

最近、よくこんなことを言われます。地域の発展のためには、若者、ばか者、よそ者が必要という言葉がよく聞かれますけれども、そのためにも、この郡上市の見守り力、こういったものが、若者、ばか者、よそ者に対して発揮されないと、郡上市の発展は望めないんじゃないかと、そんな気がしておりますが、それに対しての御所見を伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

今、武藤議員から、いわゆる見守り力という言葉が出されたわけでございます。私も、この見守り力というのは一体何かということを考えてみますと、今、それぞれの人々が、一人一人が切り離されて孤立をするというようなことが、ともすればあるということでありまして、それは、どうしてもやはり、それぞれ自分のことで一生懸命であって、やはり他者への無関心というようなことで、もちろん逆に言うと、おせっかいをしちゃいけないんじゃないかというような配慮もあるわけですが、どうしてもそういうことありますので、やはり、我々はこうやって地域で一緒に暮らしているという中で、やはり他者への温かい関心というようなものが必要だというふうに思います。

ただ、見守りという言葉の中には、一方では、あまり過度に手を出しすぎないというか、一定の適度な距離感、そういうようなものも必要なのかなというふうに思います。

そういう、いわば御指摘はコミュニティーの中、あるいは、郡上市という中で、そういう人間関係を構築をしていくことが必要なのではないかと、こういうことではないかというふうに思います。

そういうことで、今、いみじくも郡上市の中で第3子の赤ちゃんが生めるのは、おじいちゃん、おばあちゃんのいる家庭じゃないかということをおっしゃいましたが、これは、まさに見守っているだけではなくて手も貸さなければいけないかもしれませんが、やっぱり、ひとつのおじいちゃん、おばあちゃんの見守り力というのが家庭の中で発揮をされることではないかというふうに思います。

やはり、そういういろんな観点から、郡上市の見守り力というものを社会のお互いの支え合いの中でつくっていくということが非常に大切なことだというふうに思います。

その中で、今でも、例えば、子どもたちが通学をするときに地域の高齢者の方々、あるいは、いろんな交通安全の方々や交差点へ立ったりなんかして見守っていただきますし、地域によっては、下校時にできるだけ外へ散歩に出るという形の中で、子どもたちを見守るというようなことがなされているわけでありまして、こういうことがやはり必要だというふうに思いますけども。

特に、今、市としましては、高齢者への見守りという中で、日常の活動の中でいろんな地域の個々の、例えば、高齢者のお宅とか、そういうふうなところへお行きになる可能性の高い郵便とか、宅配事業者であったり、あるいは、電気、ガス、水道の関係の事業者であったり、あるいは、新聞販売店、小売店の方であったりとか、あるいは、運送事業者とかというような、そういった方々が、日ごろのお仕事の中で各家庭を訪問をされるときに、ちょっと異常があるんじゃないかというようなことについて、もし、そういうことを感じられたら、やはり何らかの形で通報をしてもらうというような仕組みはできないかということで、今、そういう仕組みの構築というようなことについても、検討を進めているところであります。

また、いろいろ技術的なITの関係の技術等を活用したものとしては、既に御承知の高齢者見守りモデル事業というような形で、水道メーターの検針、その水道の使用状況をいろんなところへIT技術を使ってモニターできるようにしておいて、何か異常があったら関係者の見守り組織というものを構築をしておいて、かけつけられる人がかけつけるといったような仕組みも、これもまだ試行的ではございますけれども、やっておるところであります。

また、市内には、例えば、絵手紙のボランティアのグループの方々がいらっしゃって、そういった方々が、例えば、絵手紙を製作して、それを一定の民生委員さんとか、そういった方を通じて独居等の高齢者にお届けをして関係をつくっていくというようなこと、そのほか、いろいろとシニアクラブであったり、そういったところが友愛訪問事業であるとか、その他いろいろ、社会福祉協議会の方々がサロン活動とか、いろんな形でやっていただいておりますので、ぜひ、こういう高齢者

に対する見守りというものも、今後、充実をしていければというふうに思っております。

それから、例に出されました、特に地域の外から、せつかく郡上市へ移住をしてきてくださったような方々が、知らない土地へ来て、やはり孤立をされるというようなことのないようにということのためにも、移住をして来られた方の見守り、あるいは、手助けをするという、お困りごとがあれば手を差し伸べるといった組織も必要だろうと思います。

今、移住を一生懸命やっておられる、例えば、石徹白とか、明宝とか、いろんなところで、そういう意味で来ていただいた方のサポートもしていくというような組織も育ってきておりますので、ぜひとも、そういうことも今後、強めていきたいというふうに思います。

また、組織の中での先輩、後輩とか、これも非常に、今、縦の関係というのが薄くなって、とかくまた、若い人たちも上司と一杯飲みに行くということを敬遠するというようなこともあったりして、なかなか、縦の先輩、後輩とか、そういう中での助言とか、指導とかっていうようなこと、あるいは、困りごとに対する相談といったようなことがなかなかやりにくい時代ではありますが、これは民間企業、あるいは、市役所においても、やはり、そういう職員間のそういったことが非常に大事だというふうに思っております、市役所におきましても、中堅の職員に、そういう職員のいわばコーチというような、また、最近は組織の中ではメンターというような、助言者というような意味ですが、そういうようなことも言われておまして、そういう人間関係をつくっていくということも、今後、考えていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こういう同じ地域で、あるいは同じ職場で、組織で、生活をするという立場の中で、やはり人間関係、そういう一種の、あまり角ではありませんけれども、緩やかな、そうした温かい人間関係、そして、そういうものの中で、年長者から若い人たちへ、例えば、経験が伝承していくようなとかっていう、そういうことは非常に大切なことだと思いますので、今後とも、私どもも、こういう見守り力という1つのコンセプトの中で、地域社会の、いわばソーシャルキャピタル、そういう人間関係をつくっていくというようなことは大切なことだという観点から、また、地域づくりを進めていきたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

時間があつたら教育次長さんにもお聞きしたかったのですが、僕らがわからないのは、学校の中で、校長先生と若い教師の関係といったことで、やっぱり若い先生方が自分の力を発揮できないような場面も時々見受けられますので、役場でも、若い職員に対して部長さん方がどういう態度で臨んでみえるのかというのも、ちょっと興味がありますけれども、そういった見守り力を発揮して、若い人が育てられる会社であり、市役所であっていただきたいと思っておりますので、そういったことをお願

いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定とします。

（午後 2時21分）

○副議長（上田謙市君） 議長を交代いたしましたので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時34分）

◇ 兼 山 悌 孝 君

○副議長（上田謙市君） 5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

先ほど、武藤議員の中で見守りという言葉が出ましたけども、若干は似ておるんですけども、地域の教育力という形で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、青少年の育成についてということでございますけれども、7月の中旬過ぎに私たち議員の家へある投書がありました。午前中にその現物は教育長さんにも見ていただいておりますけど、中身は行政に関するいろんなことが列挙されていましたが、差出人の名前はなく、当然、取り上げるべきものではないものですが、この中に学校が行っている広報というか、学校便りの配布に対する不満が書いてある箇所に違和感を覚えました。

そこには、子どものいない家庭まで配るほどの内容でもないにもかかわらず、配布されることは無駄であり、誰も読まないし町内の役員さんがなぜ手間をかけて配布しなければならないのか、そんな内容と、その経費の出どころはどこであるか、そういうふうになりました。

私は10年以上前の話ですけれども、青少年の健全育成の指導員を長く務めたことがあり、大人が変われば子どもが変わる、地域で育てよう地域の子ども、こういうスローガンで活動してまいりましたが、私が言うまでもなく子どもは地域の宝でございますし、またそれは今に至っても同じことでもありますし、それからもっとも昔から子どもは地域の宝でございます。特に、少子化の現代においては、いっそう大切な地域の宝であり、そして国の宝であることは言うまでもないことでもあります。

昔はいちいち確認しなくても、今より地域と各家庭に境がなく、よその子どもでも大事にされましたし、私の子どものころは近所で遊んでいるとお菓子をもらったり、たまには御飯まで御馳走に

なったりしたものでございました。そのかわりに、悪いことをすれば、よその子どもでも物すごい勢いで叱られることもありました。しかし、今では地域の子どものかわりも薄くなり、子どもはよそで叱られることもなく、地域の子どもの育てる機能が低下してしまいました。

そんな時代になってしまった現代であるからこそ、地域の子どもの温かい見守りの大切さを口に出して確認し直すことが必要になっている現状であります。投書のことを思うに、その地域の風土というか子育ての精神がなくなってしまったことをあらわしているものだと思っております。また、最近では子どもが夜出歩いて事件にあったり、事件を起こしたりする報道が珍しくありません。このことをネットで子どもを夜遅く外出させる親が避難的になっていますが、もし地域によその子どもでも教育する力があれば、被害に遭う子どもや事件を起こす子どもはなかったかもしれません。そこで、郡上市の健全育成の活動の状況とそして補導員さんたちの現況をまず伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（上田謙市君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、青少年の健全育成活動と補導員の皆さん方の活動の現状についてお答えをしたいと思います。

郡上市青少年育成市民会議を主体として、おっしゃったように地域ぐるみで育てよう、心と体と思いやりというのをテーマとして青少年の育成推進委員の皆さんで55名、それから少年補導員の皆さんが56名を中心にして、PTAの皆さんや警察の皆さん方と連携をして活動をしております。その活動の主な内容ですけれども、地域で子どもたちを見守り育てるといふことの大切さを知っていただくという活動と、それから子どもたちを守るという活動に参加あるいは協力していただくという活動、この2つが柱になっております。

1点目にまずどういう活動を具体的にしておっていただくかということですが、子どもたちをさまざまな危険から守っていただくという、そういう意味でのお知らせとお願い、またそのための活動というものを定期的に行っております。例えば、多くの人が集まれるスーパーマーケット等で青少年健全育成の情報誌あるいは啓発グッズを配付しております。それから未成年者の喫煙の防止、インターネット、携帯電話、それから通信機能付きのゲーム機、こういったものの使用に関して危険性などについて、今日的な課題を啓発するという活動があります。それから補導員さんを中心にして青少年の非行を未然防止という意味合いから見回りや見守り活動もやっておっていただきます。また、この見守りあるいは見回りの活動ですけれども、例えば郡上おどり、あるいは白鳥おどりといったようなイベント、それから日常は定期的に計画的に各地域を回っておっていただいて、挨拶をしたり声をかけたりするというそういう活動をしておっていただきます。

それからもう1つの活動としては、岐阜県青少年県民会議の主催をする地域のおじさん、それからおばさん運動の推進をしておるという、これは刈谷市の事件があった後に、細川次長のほうから

情報番組の中でこういう地域のおじさん、おばさんの見守り活動について、ちょっと説明をさせていただきましたが、こういった活動を主に取り組みながら、地域の皆さんが地域全体として子どもを見守っていただくというふうに、比較的多様な活動を推進をしていくといいんじゃないかと思えます。それ以外には例えば立ち入り調査員がコンビニですとか、あるいは大きなお店を回らせていただいて青少年がどういう活動をしているのかとか、あるいはどういう動きをしているのかというのを見ていただくという、そういった活動も合わせて行っております。

(5番議員挙手)

○副議長(上田謙市君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。私がなぜこういう質問したかと言いますと、やはり自分の住んでいる地域なんかでも子どもが本当に少ないんです。先ほど言いましたように、家庭と地域っていう境ができてしまった。昔はほとんどないに等しかったです。その中で地域の子もってというのはどんなときにも顔を見とったんですね。ところが今は隣にどんな子がおるやもわからんぐらいの状態になってきたもんですから、やはりあらゆる活動の中で、例えば危険地域を見回ったりあるいは夜集まっている子がいないかと見回ったり、そういう中に見守りもあるんですけども、本当に皆さんが自分たちの地域の子もってのは、自分たちで教育していこうという地域の教育力、見守り力プラス教育力が子どもたちを健全に育成していくんだと思っておるんです。そういう中で、指導員さん、推進員さん、あるいは補導員さんの活動がもっと大きく市民会議の枠を超えるような形で、みんながやっていく方がいいかっていうような活動がなされていくと、大変いいんじゃないかと思っておる、これは今も昔も多分一緒だと思いますけれども、そう思っておりますので、またいろんな場面でより一層、活動があればまたぜひやっていっていただきたいと思っております。

次に、青少年育成っていうのは私らがやるととき、国にあって、総務省の管轄だったです。地域によりますと、教育委員会が受け皿になっておるんですけども、家庭と地域と学校の一体になって健全な子ども達を育成するっていう活動、より一層徹底するには、今ほど言いましたようにどうしたらいいのかということをお教育長さんに伺いたいと思うんですけど、もう一つ僕は思うのは、昔から地域と学校と家庭とっていう3つの空間を言うんですけど、今はそれプラス情報の空間です、これが入ってくるとより難しくなると思うんですけど、まずこのどうしていったらいいかっていうことをお考えございましたら、お伺いしたいと思います。お願いします。

○副議長(上田謙市君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 現在の郡上市の子どもたちは、相対的に非常に落ち着いた生活をしておりまして、いわゆる非行といった件数というのは極めて少なくなっています。これは、兼山議員さんもそうですが、過去青少年活動に携わっていただきました皆さん方のお力だというふうにして思っております。そういう皆さん方の伝統的な活動が子どもたちにも伝わっておりますし、地域にも広

がっておるというふうに言っていると思います。そういったいろんな働きが今の子どもたちの姿になって表れているというふうに思います。おっしゃったように、ただその中の1つの要素として、情報といった、全く目に見えないものが場合によっては子どもたちを被害者にしたりに加害者にしたりにするということがありますので、こういったことについてはPTA等を中心にして、これは関市も美濃市もそうですけれども、地域を超えて連携をしていただいてルールづくり、あるいはマナーづくりの活動を今取り組んでおっていただくところです。そういった新しい時代に即応した活動もしていかなければならないというふうに思っておりますが、地域の教育力とか見守り力というのをより一層高めていくためには、もう一回郡上市にあるいわば伝統的な教育力みたいなものにも着目する必要があるというふうに思います。

具体的に申し上げますと、1つは地域のお祭りにぜひ子どもたちも参加をする。その中でいろいろな年代の人たち、いろいろな立場の人たちから、いろいろななかかわり合いの中で勉強していくということも、子どもたちにとっても大事ですし、大人の方にとっても子どもを理解するという機会として非常に大事だというふうに思っておりますので、地域の祭礼を初め、伝統的な行事にぜひ子どもたちが進んで参加のできるような方向をもっていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、公民館活動なんですけど、郡上は比較的活発に行われているというふうに思っておりますが、その中で特に小学生、中学生、高校生が公民館活動の事業の計画の段階から、参加だけではなくて、計画の段階から子どもたちが公民館活動に参画をして、一緒に活動される大人の方とともにいろんなことを学んでいくということが大事だというふうに思いますので、そういう意味で、公民館活動への参加を通じたいわば地域の見守りを高めていただくと同時に、子どもたち自身も地域に貢献していくという力をつけていくということが大事だというふうに思っております。

それから、もう一点はこれは公民館活動と重なりますけれども、ボランティア活動ですとか地域活動にも積極的に子どもたちが参加ができるようにこれも進めていきたいというふうに思います。それは、ともに活動するということによって理解しあえるということが随分大きいと思います。今までのように特別な地域だけでなく、ボランティア活動のは地域を越えて行われることがありますので、そういう意味でも活動の広がりっていうことを考える際に、重要な活動だというふうに思っております。

もう一つはスポーツ活動であったり、文化活動であったり、自然体験活動であったりと、山川議員の御質問の中にもありましたが、アユの友釣りなんかこれも全くこれまで子どもたちが出会ったことのない人と一緒に活動するということによって、さまざまなことを知るというがありましたし、また逆に子どもたちを知っていただくという機会にもなりました。そういう意味でこれからの青少年活動というのは、今何点かお話をさせていただいたように、もう一回郡上の持っている地域の教

育力といったものの視点を当て直して、そして例えば育成会議等でこういった活動をもっと進めようじゃないかというような、そういう方向づけがなされれば、郡上らしい見守り活動であり、見守られる地域っていうのができ上がっていくんじゃないかというふうに思っております。

(5番議員挙手)

○副議長(上田謙市君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。今朝ほどの質問の中で、清流とは何ぞやという話が出たんですけども、私健全育成やっておるときに、県の会議で高校生に健全とは何ですかって聞かれたことがあるんです。そしたら明快に子どもさんに対して健全とはこういうことやっていうふうに答えるっていうのはなかなか難しいところがあったっていう記憶があるんですけども、どちらにしましても、事件に巻き込まれたり、あるいは起こしたりということのないように、健やかに育つっていう、健やかかってなんですかっていう話になるかもしれないですけども、それがその地域の願いでもあると思っていますし、地域活動、公民館活動に子どもたちを参加させようというのは僕も一時やったことがあるんです。ただ、これ継続していくっていうのが難しいんです。役員さん変わると、俺はそんなもんやらんぞっていうようなこともありますし、僕の場合は、昔河原でヨシの穂先に虫をつけて小魚を釣ったっていうのを、今の子どもとかよそから来た嫁さん知らんで、一緒にやろうかというようにやったりしとったんですけども、その中でよその子どもとのかかわりができてきて、今まで知らんおじさんだったけど、ちょっと心安うなったらやっぱり知つとるおじさんなるし、そうなると思えないこともできんようになるっていうような、そういうようなことがあって子どもってのは育っていくのかなと思っておるんです。やはり継続するっていうのはなかなか難しいものですから、何回も何回もやっぱり指定事業じゃないですけども、意識してやっぱり繰り返し、繰り返しやっていかないといかんと思っておるんです。役員さん本当に大変だと思うんですけども、ぜひ郡上は田舎やからそんな事件は起きんやろうということじゃなしに、また本当にこの地域の子どもがどこへ行っても郡上からきた人間は違うと言われるような子どもさんに育ててほしいと思いますので、御努力をよろしく願いいたしたいと思います。

以上でこの件は終わりたいと思います。

続きまして、郡上市のPRということで、先ほど来いろんな場で話が出ておるんですけども、先般志摩市の副市長さんが郡上市を訪問された際に、私一緒に飲んでおりまして、来年のサミットの開催の折に郡上市の物産のPRとか、販売する機会があったらお願いします。そのかわりにもし手伝いすることがあれば協力しますって、市長のようなことを言ったんですけども、郡上のPRに市が行っている事業っていうのは、今までもいくつか出てきたんです、いくつかあるんですけども、最近では中国からの豪華客船、これが寄港されるっていうことで、これの誘客とかそれからPRあるいは物産の販売、いろんなところでいろんな手だてがふえてくるということで、これを続

けていって今度は例えば東京オリンピックの際に、もしかしたら郡上のことをよく知ってもらっておるってようなことになるんじゃないかと思っておるんですけど、何か今までやってこられたこと、ほかにまたこれからこうやっていきたいというような手だてがあったら教えていただきたいと思えます。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今、2点御質問があったように思います。1つは、友好都市交流として志摩市のこと、それからもう一つはクルーズ船へのPRといったことだと思います。

まず1点目の友好都市におけるPRという点でございますが、これは庁内の連携会議が秘書広報課のほうに交流事業検討会議というものがございまして、いろんな方面から交流していきましょよという中で、産業の分野では我々のほうが当たっておるわけでございます。具体的に申し上げますと、志摩市ではあわび王国まつりへの物産の出店でありますとか、それから志摩市全体でポスターの展示や、あるいはチラシの設置を行っていただいておりますという状況でございます。

また、同様に友好都市として東京都港区におきましては、郡上おどり in 青山でありますとか、みなと区民まつりとかあるいは新橋のSL広場というところがあるんですが、その商店街と地方都市との交流物産展というものに毎年参加をしているような状況でございます。

特に志摩市におかれましては、今議員さんのほうからもお話がございました主要国首脳会議が来年5月に行われるということでございます。実は、この決定の一報を受けまして、ちょうど我々大型店で郡上の物産フェアをやるというようなことを計画しておりましたものですから、これはちょっと志摩市と一緒にコラボできんかということでお声掛けしたんですが、なかなかそのプラットフォームとなります大型店が協議が整わずにできなかったということがありますが、来年5月というともうすぐですもんですから、何とかこの機会を生かしまして、せっかく友好交流都市でございすもんですから、物産展の総合開催でありますとか、あるいはポスター展示、パンフレットの設置なんかもお願いをしてまいりたいということは思っておりますし、志摩市の近鉄鵜方駅っていうんですか、駅の近くにそういうスペースもあるというようなことも、少し向こうの課長さんのほうとお話しする中でありましたもんですから、そういったものの活用についても来春に向けてなんか活用できんかということも、志摩市の担当課長さんのほうと協議をしてまいりたいというふうにして思っております。

いずれにしても、今後とも行政というか、どちらかという市民レベルあるいは経済界レベルの交流促進を図ってまいりたいと思っております。

次にクルーズ船の件でございます。これは最近になりまして盛んに新聞で報道されるようになりまして、ことしの3月に名古屋港の外航クルーズ船誘致促進会議っていうものに県や県関連が出席したといったような情報が入りましたものですから、早速県の動きを、情報収集をしてまいりまし

た。岐阜県あるいは県関連どちらもなんですが、今のところは趣向的にPR等々行っておる段階にあると、ちょっと模様眺めというような状況でございました。具体的には例えば7月に金沢港のほうで物産と観光のPRをやったり、あるいは8月の18日になりますか、名古屋港の金城ふ頭で、これは対象者が2,700人乗りのクルーザーのお客さんということなんですが、そういった方に物産あるいはパンフレットを配付したというようなことを聞いておるところでございます。具体的な実績を申し上げますと、平成26年の実績でございますが、名古屋港ですとクルーズ船が32隻、外航クルーズ、外へ出るものがそのうちの9隻でございます。金沢港については16隻、外航へ出向きますのが11席、伏木富山港ですと6隻で、うち1隻が外航クルーズに出かけるというものでございます。

先ほど、物産や観光のPRをその港でやるということもお話いたしました。我々少し考えておりますのが、実はオプションツアーというものが、皆さん方海外旅行されるとよく経験されると思うんですが、実際クルーズ船の動きは、朝方その港に入港して、停泊して、オプションツアーに出かけて行って、夕刻帰ってきて、そして出港して外でディナーを楽しむという大変豪華な旅だそうです。したがって、オプションツアーに郡上が手を挙げれないかということ、今県関連のほうにも投げかけをしているところでございます。具体的に言いますと今名古屋港ですと、例えば熱田神宮へのツアーあるいは名古屋城を見に行くツアーあるいはちょっと離れて40分くらいかけてトヨタの自動車関連工場の視察をしてみるとか、これ産業観光ですけど、それから50分くらいかけて明治村のほうへ見に行くということがございますし、金沢港ですと白川郷へ見に行く、あるいは遠いところでは100キロ離れた黒部市まで見に行くと、あるいは輪島市まで見に行くと、そういうツアーもあるようでございます。また、富山港では、もちろん立山黒部アルペンルートへ見に行くということまでやっておられる以上は、例えば名古屋から郡上ですと90分で来れますもんですから、十分オプションツアーとしてできるんじゃないかと、朝出かけていただいて、こちらで何か体験していただく、あるいは金沢のほうからですと、高鷲のひるがののお花畑を見に来ていただく、あるいは雪遊びしていただくというのは十分可能ですもんですから、そういったようなオプションツアーをぜひ売り込んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ちゃんと私が言うまでもなく、努力しておられていることで、安心はしたんですけども、きのうの山川議員、そしてきょうの古川議員と同じ人のことを言うんですけども、他の社長と話をしとったときに、郡上市のスキーの入り込み客というのは関西のスキー場全部合わせたより多いんやと、日本で2番目、越後湯沢が1番で、郡上市が2番だと。その割に宿泊がない分、やっぱり金も落ちんけれども、それともう一つは知名度が少ない、確かに僕も名古屋の学校行つとったときにも、兼山さんどこ出身ですかって言われて、郡上ですって言ってもなかなか郡上っ

てどこなんて話があったんです。宿泊地としての郡上っていう観点になるとまた知名度上がってくると思うんですけども、何せそれはおいおいっていう話だと思うんですけども、それともう一つはこないだノルウェーの人のブログが日本語で訳してあったんで見たんですけども、これは何かというと、長野から大町から黒部ですか、これがずっと写真を入れながら金額まで入れて物すごいところやったら、そこにいっぱい外国の人から返事がきとるんです。日本にそんなすばらしいところがあるんか、都会とか買物ばっかでない、そんな山のきれいなところがあって、ヨーロッパの人っていうのは、やっぱり山があったら上りたいという人がかなり多いもんですから、ぜひ今度行くときはそっちの方に行ってみたいっていうように書いてきとったんですけど、今の媒体ですね、動画ばかりでなしに、そういうのもPR 1つで今は世界中回るんですから、なんかいい手だてがあったら、それこそ郡上へ少しでも来てもらえるようなきっかけができるんやないかと思っておりますので、また一つ御努力をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、プレミアム商品券についてですけど、7月に売り出したプレミアム商品券が早々と売り切れたということで、その時の売れるまでの状況はどうであったか、問題となるようなことはなかったかっていうことをお伺ひしたいと思っております。また、中間分析はなされているかをお伺ひいたします、まず。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） プレミアム商品券の販売状況について、御報告を申し上げます。まず、販売の状況でございますが、御案内のとおり発行総額4億8,000万円、うちプレミアム分が20%で8,000万円、1セット1,000円の商品券が12枚つづりまして、4万セット郡上市商工会に委託して7月3日から販売を開始をしております。なお、多くの方に購入いただけるように一人3セットの購入限度を設けております。7月3日から7月10日までは商工会館、それから各地域振興事務所の中に、商工会の事務所がございますものですからそこで販売をしております。なお、週が明けまして13日からは商工会館において販売をしております。それから、時間帯でございます、初日、7月3日以外は午前9時から午後4時まででございます。3日につきましては、販売初日ということで八幡町、白鳥町では250名ほどの行列ができてしまいました。並ばれた方には待ち時間が長いというような苦情もございましたが、7月4日からはスムーズに購入いただけたものというふうにして思っております。

次に、地域の販売した実績でございます。3日から10日の販売実績でございますが、八幡町で1万949セット、白鳥町で1万243セット、大和町で5,758セット、高鷲町で2,147セット、美並町で1,709セット、明宝で1,212セット、和良町でちょうど1,000セット、合計で3万3,018セット、82.5%の販売でございました。これにつきましては、前回平成21年度に販売しておりますが、大方その傾向のとおりでございます、最終的に8月5日をもって完売となっております。販売に要し

た期間は24日間、前回は22日間でしたものですから、大方計画どおりと、順調であったというふうにして思っております。

次の御質問の課題はという点で、御報告を申し上げたいことがございます。これは、いろんな細かい御質問があった中で、1人3セットの制限を超えて購入をされておるといったようなお話が市民の方からございました。そのものにつきまして調査をいたしました結果、そういった事例があったということを確認をしております。大変残念なことでございます。このお一人3セットという制限につきましては、公金が公平に郡上市民にいきわたるように、享受していただけるようにということをお願いをしておりますし、これについて5月7日の産業建設常任委員会協議会のほうで、こういったような購入ルールの順守について御質問がございまして、その折、副市長から罰則規定を設けることは大変難しいものですから、市民の方のモラルに任せたいということの説明をさせていただいております。そのことをもちまして、いろんな事前周知をしております、広報で2回出しておりますし、ケーブルテレビのインフォメーションでも1週間ほど流しておりますし、あるいは新聞折り込みも行っておるといったことで盛んにPRをしておりますが、残念ながらお一人3セットまでの制限を超えて購入された方が若干おられたということで大変残念に思っております。次の機会の反省としたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

(5番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。次の機会って言われたもんで質問しやすくなるんですけども、全国で90%以上の自治体が事業化したんです。ここに、ネットの中に1つのアンケートがあって、これ見たんですけども、購入する気がなかったっていうふうに答えた方が60%超えておるんです。そのネットの中でばらまき行政またやっとなんかというような批判とか、あるいはふるさと納税に見られる割引競争のようになるんやないかっていうような批判もありました。でもその中で、1つの例として松本市なんですけれども、松本市は松本市に住民票を置く人ばかりでなしに、ネットで市外からも購入できるんです。その中であそこに休暇村があって、その宿泊券も商品券で使えますよっていうところがあったんです。よその休暇村っていうのは宿泊券のチケットを出しておるところが多いんですけども、松本市はそういうような勘考をしておられたということで、次回はっていうふうに言われたもんでお聞きしますけども、地方創生の鏡である事業としてこれからどういうふうにしたら、もしあるならっていうことをお聞きしたいと思います。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 先ほど少し落としておりましたが、経済効果という点でございますが、現在までの商店の換金状況は今月の7日現在で68.8%、3億3,000万円換金がされておりますものですから、その現金が市内にいきわたっておるということで、直接効果は今も出ておるとい

状況でございますし、あと消費の押し上げ効果等々につきましては、アンケートの結果を待ってでするので、まずは10月末に中間集計したいと思っておりますものですから、ここで1つと、それから1月末に今度商工業者のほうのアンケートを集計したいと思っておりますので、それまで若干お時間をいただきたいと思っております。それから、今松本市の例を挙げていただきましたが、1つ国全体で考えていかなければいけないのは、ただ単純にばらまきじゃないんだよというのを我々はいかにそれをうまく活用するかという点だろうと思えます。またこういうもの出して恐縮なんですけど、これは7月15日に皆さん方の新聞の折り込みで入っておる2回目の商品券のPRのチラシでございます。これ折り込まれと思うんですが、これを多分裏をごらんになられたと思うんですけど、これが各商店が頑張っただけで付加価値をつけたサービスなんです。これを説明会の折に強く説明いたしまして、単純にお客さんが一過性でふえるんじゃないよと、こういったようなサービスをすることによって、もてなしのサービスをすることによってこれが終わってもお客さんが愛着を持ってきてくれる店にしましょうよということでやったわけです。これが今61店舗です。全部で550店舗です。1割以上がそれに参画をしていただいております。松本市と同様なものもございまして、中には粗品進呈でありますとか、靴下1足プレゼントでありますとか、ポイントカードのポイントをふやしますよとか、そういったこともたくさんありますもんですから、こういったことをさらに商工団体のほうにPRをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○副議長(上田謙市君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。商店さんがそういう形でそこにもう一回自分のところの汗も出しておられているというのは知ってはおりますけれども、また地域によっては子育て割引ですか、も使っているところもありましたよね、郡上市はそれ以外でちゃんと子どもに対するサポートはしておられるんですけども、もし次回またあるんでしたらより地域に創生できるような形で私たちもその中で審議して決めていきますから、起案ではないですけどもやっていければいいと思っております。

以上で終わりました。ありがとうございます。

○副議長(上田謙市君) 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 正 照 君

○副議長(上田謙市君) 続きまして、11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) 議長より質問の許可をいただきましたので、本日最後となりますが、よろしく願いを申し上げます。

大きく3点について質問をさせていただきます。

それでは初めに、公の施設等の見直しに関連しまして、白鳥地域の体育施設・文化施設の再配置についてでございます。

国は昨年4月、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行ない、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。また、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進めるうえで不可欠であるとして、本市においても平成26年から3年間で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むこととなっています。

現在、白鳥地域において白鳥体育館、これは昭和50年10月の建設でございます。またそれに付随しております格技場、昭和51年3月の建設です。白鳥第2体育館、これは旧北高の跡の体育館ですが、昭和44年4月の建設。白鳥文化ホール、昭和59年5月建設。ということで、こういった施設の耐震診断を行っております。この4施設は建設から30年から45年が経過をしており、耐震だけではなく立地条件など不具合もあるかと思いますが多くの人を収容できるにもかかわらず、避難所としての指定がされておられません。耐震診断をすることによって今後の施策にどのように反映されるのかを、まず1点お聞きをいたしたいと思います。あわせて今年です、白鳥庁舎周辺公共施設活用基本計画の策定にも取り組んでいただいております。この4施設が庁舎周辺公共施設に含まれているのであれば、耐震結果によっては基本計画に大きく影響をしてくるのではないかということを思います。そうした耐震診断の結果や地域のニーズと取り入れた基本計画の策定をまとめなければなりませんけれども、現在の体育施設、文化施設、今耐震診断を行っているそういったものの状況を踏まえ、全災害に対応した防災拠点ともいえるそういった新たな複合施設の建設ができないか、市長さんにお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（上田謙市君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず全般的なお話をいたしたいと思えますけれども、今お話がありましたように、総務省のほうから各自治体においては公共施設の総合管理計画というようなものを策定してはという技術的助言があったわけでありまして、郡上市におきましても、平成26年度にはいわばその策定作業の準備作業として、いろんな基本的なデータの整理を行い、庁内でやっております、今年度平成27年度と28年度と、これはなかなか私どもだけではできない面がありますので、技術的ないろんな経験知識を持ったコンサルも活用をいたしまして調査をすることといたしております。現在、そのコンサルタントにつきましても決定をいたしまして、全部で郡上市の場合に約700ぐらいの施設があるわけでありまして、これについてのそれぞれ基礎

的データ、建設年度がどうかとか、その建物の状況はどうかとか、あるいは年間の維持経費はどれぐらいかかっているかとか、そういうことを調査をし、そして基本的にはこの総合管理計画は、この計画によって、もう個々の施設を全てどうするっていうところまではちょっとやりきれないかもしれませんが、おおむねいろんな施設群ごとに、いろんな性格の公共施設がありますので、そういう施設ごとに今後の郡上市の人口であるとか、そういう特定の施設についてはその関連した利用者の動向であるとか、いろんなものを見通しをしながら1つの方向性を出していきたいというふうに思っております。したがって、例えば体育施設なら体育施設、郡上市全体の体育施設をどのようにもっていったらいいかとか、いろんな文化施設であるとか、その他いろんな施設があるわけですが、そういうようなものを全体的にいろいろと将来の人口であるとか、財政であるとかそういうものを見通しをしながら1つの方向性を出していきたいというのが、この27年度、28年度における調査の目的であります。そういうものの中から、総合的な計画をつくった中から、今度は個別の施設分野別の管理計画のようなものもその次の続く年度の中で策定をしていきたいというふうに思っております。

ところで、今お話がありました白鳥につきましては、白鳥の旧役場庁舎でありますけれども、御承知のように今2階部分につきましては、東海北陸自動車道の4車線化に関連をして、NEXCOの岐阜工事事務所に入らせていただいております、その際に庁舎の本体につきましては、耐震診断、耐震補強工事等を行いました。そういうことではありますが、南のほうへ突き出しております部分、2階は大会議室になっておりますが、ここについてはどうするかというようなことで、これまでも検討してまいりました。耐震診断の結果は、1階部分はおおむね耐震度があるけれども、2階の部分はやはりちょっと補修をしなければいけないというようなことでありますので、その2階部分をどうするかということと、それから白鳥の振興事務所の周辺には、ちょうど裏のところにも建物があったり、その他いろんな建物がございます。市として公共施設というよりは公用施設と言いますか、行政庁舎のようなものを総合的にどうするかということと一緒に検討をして、もし今の大会議室、2階の大会議室等のところは、何らかの形で耐震補強工事を施して使って行こうということになれば使っていこうというようなことで、当面その辺の全体の計画を検討することといたしております。その際にたまたま教育委員会のほうで、耐震診断を行うことといたしてございました白鳥の体育館、それから格技場あるいは第2体育館というようなものがございますので、そういうようなものもあわせて視野に入れながら、1つの今後の施設のあり方を検討していこうというふうに考えて、今年度作業を進めているものであります。いろいろと住民の皆さんの御意見とか関係者の意見等も聞かなければいけないと思っておりますけれども、片一方でそういう地域的に着目して白鳥については若干そういう点検作業を行っておりますので、それと今市全体の公共施設の総合的な管理計画の策定といろいろと突き合わせながら今後の方向を出していきたいというふうに思っております。

お尋ねのそういうものを何か統合して新しい機能を持ったものをつくったらどうかというようなお話もございましたけれども、市全体の公共施設の管理のあり方、方向性、そういうものの中の、1つの課題として検討はしてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 700施設ある中、またこの広い郡上市、いろんなところにそういった施設が点在をしておるということで、年数を経過した施設が多くある、それはやはりこういった形で有効的に活用していくかっていうことも今後大切なことだと思います。今言われたように3年かけての管理計画をつくり、それから実際のどうするかという実行計画と言いますか、実施するというような、これはなくすとか、これはどうするというようなことをつくられていくんだらうということをお思います。

しかし、やはりこうして先ほど言いましたように、昭和50年であったり、44年であったりというような年数が経過しておるものに対してのものでありますので、やはりいち早く対処していただく必要もあるのかなということをお思います。

そうした中で、こうしたなかなか白鳥庁舎周辺との絡みもあるかもしれませんが、やはりそういった近くにこういった施設があるということも含めながら、体育館と文化ホールと複合的に、今後のモデルケース的な形でも捉えていただいて、やはり検討していただければということをお思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは次に、プレミアム商品券の関係で質問をさせていただきますが、今ほど5番、兼山議員からも同じような内容の質問がありまして、多くをお答えいただきました。文書でもって通告をいたしておりまして、自分の思いの趣旨をちょっと述べたいということをお思いますので、よろしくお願いしたいと思えます。

ことし平成26年の国の補正予算で地域住民生活等緊急支援ということで、交付金を活用した総額のプレミアム含めて4億8,000万円の発行ということです。地域住民の生活支援、地域の消費の喚起を進めるということで、地域経済には大きく関与し、活性化が目的として発行されました。これ、7月の3日に発行されて、8月の5日には完売したということで、前回発行したときとおおよそ同じような日程での販売であったというようなことでしたけども、やはり他市では当日完売というようなこともあったようですし、2、3日で完売したというようなところもありました。そういった売り切れまでに1カ月かかったというそういった販売方法には問題なかったのかなということをお思ひまして質問をさせていただきましたが、今ほどの答弁ですと、順調に、前回と比較しても順調に販売されているということでした。

もう一点は、できるだけ多くの人に購入をしていただきたいということで、先ほどもありました

が、1人3万円を購入の上限ということで販売をされました。販売当日、私も白鳥の振興事務所にりましたが、行列ができるということで、これは売り切れるのも早いのかなということも思いました。先ほども販売の日程、時間等についてはお話ありましたが、やはりこの広い郡上でやはりまんべんなく地域にいきわたるような販売がしてほしいなという意味で、各出張所での販売の以降は、商工会一本での時間もそれも9時から4時までと、まだ中に職員さん見えるのに4時までというようなことで、なかなかそれ以降に行った方が、それで行けばいいんでしょうけども時間がということで買えなかったというようなこともお聞きをいたしましたけども、やはり生活支援を目的とした販売ということですので、やはり交通弱者と言いますか、買い物弱者と言いますか、そういった方に配慮された販売はできたのかなということも1つ思いました。知らしめると、障害手帳であるとか保険証の有無ということで、そういった方は代理の方でもいいというようなことも記されておりましたが、それなりに健康で動ける人でも、なかなか買いに行けんというような人たちにも配慮されたのかなということも思いました。

それに関連して発行日の設定について、これ議会報告会での商工会役員の方のお話で、何で7月の3日に販売という意味のことを聞かれたときに、年金受給者の方にも考慮して7月の3日に販売ということにしたというような発言がありました。これはなかなかある意味そういったことで、今言ったような対象の方にも考慮されているんだなということも思いました。

それとあわせて、先ほど言われました平成21年4月の10日にも前回3億8,000万円ぐらいでしたか、の発行がされておりますが、そのときもアンケートとられて、そのあとに活用されるということでアンケートを取られておるんだと思うんですけど、それがどのように生かされたのかなということで、先ほど兼山議員と同じようなことなんですけども、やはり地域別、できれば年齢別という部分が知りたいわけですけども、あとの購入実績であるとか、販売場所、販売方法については先ほどお聞きしましたので、もし年齢別なことがわかれば教えていただきたいなということも思います。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 幾つか御質問いただきましたものですから、順を追って御説明申し上げたいと思います。

まず、なかなか買いに行きにくい方に対する配慮ということでございまして、まず1つは障がいを持った方あるいは高齢者への配慮といたしましては、障害者手帳、介護手帳を御持参いただければ代理でも購入できるというルールをつくっております。それから、仕事の都合でなかなか9時から4時というのは無理だよという方もお見えだということも想定いたしまして、7月3日の販売初日は販売時間を午後7時まで、19時までとして販売をしておりますし、さらに4日の土曜日についても、白鳥と八幡で販売を行っております。これも広報させていただきまして、もしもお仕事の

都合の悪い方はこの時間帯にという広報をさせていただいておるところでございます。

それからもう一つ、前回の商品券は21年に3億5,000万円プラス3,500万円のプレミアム分をつけまして、議員おっしゃられますように3億8,500万円ということで出させていただいております。そのアンケートの分析結果で、1つは消費者側からの御意見で、発行枚数をもっとたくさんあればよかったなということが言われましたものですから、この金額について前回より5,000万円程度発行高をふやしておるところでございます。これは経済効果ということも含めて発行高をふやささせていただいております。

それから、取扱店から先ほど申しましたおもてなしのサービスの向上とか、それから商品の販促の取り組みも準備期間が非常に短かったと、と申しますのは前は4月10日発売にしていますから、大変時間がないというような御指摘がございましたものですから、この7月に売り出す1か月前に取り扱い店対象の説明会を開催いたしまして、先ほど申しましたサービス向上についての助言等々も行っておりますし、先ほどのチラシのほうにも掲載をしておるような状況でございます。

それから完売までに1カ月を要したことについて、どのような判断をしておるかというような御質問があったかと思いますが、先ほど申しましたように、7月3日販売で8月5日完売、要した日数は24日間でございます。前回は、21年度は22日間でございます。他市の状況を少し見てみますと、飛騨市、これは1人20万円までというような制限をつくっておるようですが、ここや美濃市、これは1日5セットで何回でも購入できますよというようなルールだったと思いますが、そこは3日間というような早い時間に売り切れもあったようでございます。ところが、新聞紙上で見ますと、購入できなかった方からの御意見も多々あったというふうに聞いております。特に飛騨市辺りは相当量のお声があったというようなことも聞いております。そうしたことを考えますと、今郡上市に対しては、本当は買いたかったけど買えなんだというような、そういうようなクレームは我々聞いておりませんものですから、大方計画どおり、予定どおりに手に入れたい方に行き渡ったんじゃないかというような判断をしておるところでございます。

それから、先ほど地域での販売実績についてはお話をさせていただきましたが、残念ながら年齢別の購買数というのは把握をしておりませんものですから、申しわけございませんが、これについては御報告はできませんので、お願いいたします。

それから、最後に販売期間の設定でございます。先ほど、議会報告会のお話もございましたが、我々商工会と協議し、最終決定した折にはお中元、お歳暮にちょっといいものを、毎年よりちょっといいものを買っていただきたいというような思いもございましたものですから、お中元とお歳暮を買うように7月から12月というような設定をしたというのが最終決定の要因でございます。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。商業者にとっては、やはりこういったことによって経済が活発になるということは大変いいことですし、消費者にとっても20%のプレミアムがつくということは大変有益なことだろうというふうに思います。やはりこの期間過ぎてもまた期間同様の消費があるといいなというようなことを思います。それと、こういったことを通じて商工会の体力を強化すると言いますか、今のこれからどういうところで消費されたか、使われたかという動向調査もされるということだと思いますけども、やはりどうしても大型店のほうへ流れがちではないかなということだと思います。それはそれでいいのかもしれませんが、そういった中で、こういったプレミアム商品券、平成21年、それで27年度と6年ということですが、定期的にこういったことも発行していくということも、多分今発行したことによって商工会員になられた、なられると言いますか、商店というか、会社もあるんじゃないかなということだと思いますが、そういった商工会の自主財源を確保していく、いわゆる商工会の体力を強化していくという意味合い、またそういったところに入っていくことによって地域にそういった還元をしていくというような会社のイメージアップと言いますか、そういったことにもつながっていくんじゃないかなということだと思いますが、そういった中でプレミアム商品券だけではないのかもしれませんが、やはりそういったことも定期的に行なっていくということについてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今回、プレミアム商品券の発行に当たりまして、商工会へ委託しておりますが、この商品券の発行組合を商工会の中につくっております、そこが実際に会員の管理をしておるような状況でございます。その条件は、商工会の理事会で商工会員となられて、その方がその発行組合に加入するという形になっております。当初は525店ございました。現在の状況を聞きますと、9月8日現在で25店ふえて550店が加盟をされております。ということは、25店が商工会員となられたと、新しくなられたということですので、こういったことから議員がおっしゃられますように商工会の自主財源の確保につながりますし、会の強化にもつながっていくんじゃないかなというふうにして考えております。

それから、今後のプレミアム商品券の定期的に発行についての御提案もございました。これについては、今後アンケートの結果、あるいは金融機関の景況調査、あるいは情報収集しておりますものから、そういったところの経済指標などを分析しまして、効果の検証をしながら次回に向けて考えてまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

○副議長（上田謙市君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。商工会員も商工会合併時からいいますと出入りがあるんだと思いますけれど、450ぐらい会員が減少していつているというのが現状です。やはりそういったことも踏まえながら、地域に活力と言いますか、商工会また商店、企業に活力が出るような取り組みをしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、観光客の受け入れと態勢と今後の観光産業というようなこととお伺いをいたしたいと思えます。本市としましては、平成17年合併してから各観光宣伝協議会など広域観光組織や昇龍道プロジェクトに加盟するなど国内、海外からの誘客を積極的に進めていただいております。ことしはインバウンド推進事業、北陸観光ルート活性化事業などとして基幹産業である観光産業の活性化を図るため、外国人観光客の誘客、北陸新幹線の開通に対応した北陸経由の誘客を強化する目的で事業に取り組んでいただいております。本市には夏の郡上おどり、白鳥おどりだけでなく八幡城を初めとする名勝史跡、また新たな観光レジャー施設が各地域に点在し、冬はスキー、スノーボードのウィンタースポーツ施設があり、国内でも有数の入込客があると聞いております。その施設のそれぞれの会社の英語努力と言いますか、そういったことで運営されているのではないかなということをおもいます。総合計画とかいろんな場面で出てきますが、本市の強みとして位置づけられております観光産業、先ほど来出ておりますが年間の観光客数、入込みが692万人ということであります。この人たちをどのように受け入れていくか、この受け入れ態勢というのは大変重要ではないかなということをおもいます。市内の主要な箇所にも外国語表示の案内看板やボランティアガイド、また先ほど来出ておりますが、宿泊施設の整備であるとか、交通アクセスの整備、そういったことによって観光客のニーズに合った対応が必要ではないかなということをおもいます。誘客を進める中で市として一体的な取り組みができてきているのか、観光客の利便性が確保されているのか、単一の活動だけではなく、観光団体、観光協会の連携はどのようになっているのか、市内全域を総点検し、これまでの誘客活動の成果が現実となり真に強い観光産業へとなるよう取り組みを強化していただきたいというふうにおもいます。現状の受け入れ態勢の課題と今後の観光産業に対する商工観光部長のお考えをお伺いをいたしたいと思えます。

○副議長（上田謙市君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） まず、御質問の前段にございました観光客のニーズに合わせて一体となって果たして取り組んでおるのだろうかというような御質問だったと思えますので、それについて状況を報告をさせていただきます。

現在では、各観光協会7つございますが、その観光協会が合併前の町村の事業者が協会員となりまして旧町村会単位でさまざまな観光資源の磨き上げや誘客活動を行っておるところでございます。合併前の郡上郡には7町村の観光協会が協議会をつくっております、郡上郡観光協会連絡協議会というような名前だったと思うんですが、進めておったわけです。それを市制施行と同時に、これ

を郡上市観光連盟として設立したというような状況がございます。したがって、市制施行当時は協会さん方、あるいは協会長さん方のお考えっていうものは、協議会であると、連携体であるというようなことで進めてまいったわけでございます。ところが、現在に至りますと、今度郡上市が一体になってやっぱり観光商品の企画販売っていうのは着地型観光の基本でございまして、一つ一つの観光施設をきらりと光るような個性的なものに磨き上げるのが事業者でありますし、観光協会であるんですが、それを商品としてツアー企画として売っていくとなると、公益的な団体、あるいは観光連盟の立場が出てくるといったことで、どんどんと振興戦略の呼びかけ役あるいは実施主体に、今観光連盟というものはなりつつあるというふうして御理解いただきたいと思います。財源につきましては、市のほうから5,400万円交付金を出しておるわけですが、その85%は、実は観光連盟から観光協会のほうへ補助金として出されておまして、その市全域でやる活動というのは15%が観光連盟の費用に当たっておるということがございます。したがって、観光連盟の強化っていうものは一番大きい課題として私どもは思っております。一流の観光圏域にさらに磨きをかけるという点では一体的に観光振興を行うというのは当然、必然的な部分がございますものですから、観光連盟の強化といったことも一つの課題としておるところでございます。今度はその内容でございます。国内向けの観光宣伝につきましては、観光連盟あるいは観光協会が本当に熱心にやっておられますし、言うまでもございませんが、例えば今も事例で上げていただきました外国向けのものにつきましては、やはり県の団体、あるいは国の団体や広域観光団体あるいは観光連盟が中心となって呼びかけ役となって諸外国へ出かけて行ってセールス行動をしたりといったことも行っておりますし、郡上市の観光連盟では事業者の翻訳費の助成でありますとか、Wi-Fiの整備の助成でありますとか、ムスリムに対する講座でありますとか、そういったような全市を挙げて取り組むような活動についてのものを事業化しておるところでございます。例えば、ごらんいただけたかどうかわかりませんが、これ高山の実バスターミナルに置いてあるもので、バスに乗車されて名古屋行きで、郡上八幡でお下りの際に、郡上八幡インターでお下りになるんです。そうしますと何もありませんものでタクシーを呼ばなければならないとかありますので、あらかじめ高山のバスセンターにこれを置いておいて、お乗りになって郡上八幡近づいたらここへ電話してくださいよという簡単なものなんです。これを名古屋のバスターミナルにも置くと、これは5カ国語で表記してあると思うんですが、そういった細かい部分についても市全体での取り組みの1つということで、ちょっとお見せしたんですが、そういったことも一体的な活動の中で進めておるような状況でございます。それともう一つは今600万人の入込みがあるわけなんです。それは私どもが持っているものは数字では決してないと、いかにサービスを提供しておもてなしをして対価をいただくかということが、産業振興の基本であると思っておりますものですから、それをするには単に観光事業者がみんな寄せとるんやと、台湾から寄せとるんや、あるいは首都圏から寄せとるんやというふうなふうで見

守るのではなくて、やっぱりみんなでおもてなしをして、喜んで帰っていただくような圏域にしなければなりませんから、これ私の口癖のようになりましたけど、みんなでやらまいか観光振興といったふうになるのではなかろうかということは強く思っておるところでございます。

それから、議員御指摘の課題という点につきましては、やはり宿泊の課題、あるいは交通アクセスの課題とかあるんですが、強くこれも市長さんのほうからも御指示が出とるんですが、まずプロ意識を持って本当に上質の観光地らしい受け入れサービスを磨くと、おもてなしを本当にプロ意識でもってさらに磨いていくということが、1つの大きい課題だと思っておりますものですから、それについても我々多方面で支援をしてまいりたいと思っております。国・県あるいは市のほうの単独事業もございますものですから、そういったような制度も駆使していろんな活動に支援をしてまいりたいというふうにして思っております。

(11番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。時間残り少なくなってきましたけども、今の世界遺産の認定に向けての取り組みであるとか、日本遺産申請に向けた取り組みであるとか、先ほどもありましたけども白山エコパークの登録範囲の拡張推選であるとか、そういったことがこの郡上市を取り巻く環境の中でいろいろ進んでおります。そういった意味から見ますと、郡上市の観光にとって本当に条件的にはいい条件にしておるんじゃないかなと、それぞれ世界遺産とか日本遺産、エコパークそれぞれ部署が違っての取り組みになっておりますけども、やはりこういったことも有効にこの郡上地域として生かしていくということも今後の観光にとって本当に必要ではないかなということを思います。今、従来からある観光地と合わせてやはりそういったものを市民また関係者を巻き込んだ取り組みと言いますか、本当にしっかりしたビジョンを持ちながら、世界に発信していくという意味では絶好の機会ではないかなということを思います、市長、いかがでしょうか。

○副議長（上田謙市君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今御指摘がありましたように、いわゆるFAO世界食糧農業機関の認定による世界農業遺産、これについてはこれまで御説明しましたように、今認定に向けて手続中でございます。それから、ユネスコの白山エコパークについては、これまでもおおむね白山国立公園の区域を核心地域、緩衝地域という形で地域指定がされておったんですが、あまり私ども地元のほうで意識をしておらなかったわけですけども、それに必要な周辺地域、移行地域というもう一つの地域カテゴリーを加えて登録を継続するならば、そういう形でもう一度登録申請してくれというような話がありまして、これについては今国内の手続を終わって、ユネスコのほうへ多分この9月中に、もう行っているかどうかわかりませんが、国のほうから申請、拡張登録の申請をするということになっております。

それから日本遺産というのは、これは文化庁の認定でありますけれども、郡上おどり、白鳥おどりあるいはそれにまつわるいろんな歴史、文化そういうものをまとめて、これについては非常にストーリー性のある歴史あるいはそれにまつわる有形無形の文化財というようなものを認定するという趣旨のものでありますが、これについては一度応募したんですがなかなか課題を投げかけられておまして、まだこれからという、取り組みはこれからということですが、いずれにしてもこういうカテゴリーと言いますか、いろいろ種類は違いますが、共通していることは我々の地域の持っている価値というものを客観的にも認めていただき、そしてそのことによって我々自身も我々自身が持っている自然や文化やなりわいやそういったものに対する価値に気づいて、そしてそれをさらにこれからも磨いていくと、そしてそういった認定とか登録とかっていったことをてこにして情報発信力を高めていくと、こういうことだろうと思います。御指摘の通りだと思いますので、これをそれぞればらばらの縦割りの組織で違う組織で制度のものだっというような形の運用をしないで、ぜひやはり郡上の観光とかいろんなものに貴重な地域資源、リソースであるという認識をしっかり持って、生かしていくということを努力してまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○副議長（上田謙市君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございました。それぞれの部署で取り組まれたことが一体的になって、郡上が多くの皆さんに来ていただく、また効果が出てくるような取り組みをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○副議長（上田謙市君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○副議長（上田謙市君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでした。

(午後 3時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会副議長 上 田 謙 市

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝